

スの〇・二、四・六は私はもつと悪いと思ふんですね。そうすると、かねてから政府が描いていた景気の状況、秋には回復に向かうというようなシナリオは相当崩れるんじゃないかと思います。

そこで、小泉内閣としては、この景気の現状をにらみ合わせて、いわゆる国債発行三十兆という枠にとらわれて当面の景気対策にそこを来すようなことがあつてはならないと私は思つておりますが、財務大臣がこれから経済運営に関してどうお考えになつておられるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(塩川正十郎君) 御質問の中にもございましたように、確かに私たちの予想を上回るよう弱含みで推移いたしまして、特に四・六月分については、一・三月分より悪いであろうということも大体私たちも想像がついてまいりました。

そこで、この景気が悪いときがあえて三十兆円の国債を繰りをかけて財政を無理して維持しようとして、それがために将来にわたつての景気の回復をおくることになりますが、その結果はどうかと。この御質問は当然でございますし、私たちもそのことについては非常に深い心配を実はしておる者の一人でございます。

そこで、いろいろと検討いたしましたけれども、確かに、景気対策の予測の各項目についてのそれとの分野、例えば雇用、住宅、個人の消費と見ました場合に、それぞれ微少ではございますが減少しておるけれども、これが特に悪いという落ち込みというのが見当たつてこない。ただ、一番心配しますのは、生産は順調に伸びておるけれども、在庫がふえておるがために企業の会計を非常に圧迫しておるということ、ここらが私たち非常に気になつておるところでございます。

そこで、言われる追加財政の支出はどうだといふ意見があるのですが、私たちにはあります。少しは辛抱して、もうしばらくこのままの推移を見て、それよりもやはり、国が決めました予算、昨年の追加予算なり、あるいはことしのことの、

現在御承認いただきました予算の執行を前倒しし早めることによって刺激をしたいということが一つ。

それからもう一つは、来年度予算につきましての構想として、景気回復に積極的に寄与するであります。そして、鋭意その勉強もし、概算要求の八月にそちつてそちらの方向に予算の分配を誘導することによって、そういう政策的誘導ということによつて景気対策を一応講じてみたい、こう思つておりますが、切つてそちらの方向に予算の分配をしていきたいと思うであります。

○國務大臣(塩川正十郎君) 御質問の中にもございましたように、確かに私たちの予想を上回るよう弱含みで推移いたしまして、特に四・六月分

については、一・三月分より悪いであろうということも大体私たちも想像がついてまいりました。

そこで、この景気が悪いときがあえて三十兆円の国債を繰りをかけて財政を無理して維持しようとして、それがために将来にわたつての景気の回復をおくることになりますが、その結果はどうかと。この御質問は当然でございますし、私たちもそのことについては非常に深い心配を実はしておる者の一人でございます。

そこで、いろいろと検討いたしましたけれども、確かに、景気対策の予測の各項目についてのそれとの分野、例えば雇用、住宅、個人の消費と見ました場合に、それぞれ微少ではございますが減少しておるけれども、これが特に悪いという落ち込みというのが見当たつてこない。ただ、一番心配しますのは、生産は順調に伸びておるけれども、在庫がふえておるがために企業の会計を非常に圧迫しておるということ、ここらが私たち非常に気になつておるところでございます。

そこで、言われる追加財政の支出はどうだといふ意見があるのですが、私たちにはあります。少しは辛抱して、もうしばらくこのままの推移を見て、それよりもやはり、国が決めました予算、昨年の追加予算なり、あるいはことしのことの、

○星野朋市君 それでは、金融厅にお尋ねをいたしますけれども、緊急経済対策も、第一はいわゆる不良債権の償却の問題ということをうたつております。それで、この三月期、二〇〇〇年度の主

要十六行の不良債権の償却の総額は幾らになりますか。

○副大臣(村田吉隆君) 御質問のございました主

要十六行におきます平成十三年三月期の不良債権処分損でございますが、約四・三兆円ということをございまして、一年前の三月期の約四・五兆円に対しまして〇・二兆円の減少となつて、この

いうわけでございます。

○星野朋市君 それでは、この三月期に主要十六行のいわゆる不良債権――私は、九八年の金融国

会のとき、当時の大蔵省が出した不良債権の問題について、不良債権という言葉は不適当じゃないか、問題債権と言うべきだとということを申し上げおりましたけれども、その問題債権といふことになると現在は非常に大きな額になりますので、一応不良債権と目されるいわゆる破産更生等負債、それから危機債権、要管理債権、これらの合

計額は幾らになりますか。

○副大臣(村田吉隆君) 十二年三月期でございま

すが、預金取扱金融機関で全体で申しまして、不良債権は四十七・九兆円でございます。

○星野朋市君 主要十六行について聞いている

です。

○副大臣(村田吉隆君) 主要十六行で見ますと、

今御指摘の三つの破産更生等債権、危機債権、要

管理債権を加えたものが十八兆円でございます。

○星野朋市君 十八兆ですね。それで、今、柳澤

大臣が二年間でオフバランス化をするという債権

の金額、これは幾らになりますか。

○星野朋市君 ただいま村田副大臣が

申し上げましたとおり、十三年三月末、大手十六

行ベースでのいわゆる不良債権、要管理債権まで

合んだところは十八兆でございますが、私ども今

回の緊急経済対策で二営業年度以内に最終処理を

わゆる既存の破綻懸念先以下の債権ということです。

そういうことにいたしますと、こちらの方は八・三兆円ということに相なるわけでございますけれども、先生そこまでお聞きでないかもしれませんのが、十二年度に新規に発生したもの、十二年度の下期に新規に発生したもの、これは三事業年度に処理すべきものというふうに考えておりますが、その三・四兆円を加えますと、トータルで十一・七兆円と、こういうことに相なります。

○星野朋市君 十一・七兆円というのは大体認知された金額だと思いますが、このうち既に銀行が引き当てなどを行つてある金額はどのぐらいになりますか。

○星野朋市君 ただいま八・三兆円といふことを大臣が申されましたけれども、これに該当する引き当て額は私ども把握しておらないわけ

でございますけれども、それに続けて、今発言されました三・四兆円、この新規発生額三・四兆円を加えたところでの十一・七兆円に対する引き当て額は三・四兆円、こういうことになつております。

○星野朋市君 引き当ては三・四兆円しかありませんか。そんなことはないと思いますが。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 失礼いたしました。

今、先生、などとおつしやられたところは、まさになどとございまして、要するに保全をされて

いる部分をお聞き及びかと思うんですけれども、この点につきましては担保保証、この担保はもちろん物すごく優良な預金担保であるとか国債の担保もありますし、それからいわゆる一般担保と申しますか、不動産等の担保の部分もあるわけでございますが、そういうものを加えますと、都合十・

二兆円が保全されておりまして、保全率もついでに申し上げますと八七・一%、こういうことに相なっております。

○星野朋市君 それで、大体保全されていないのは一・五兆だという、そこら辺は非常にはつきりさせておかないといけないと思うんです。

それで、私は、だから二年の間にこの十一・七兆円をオフバランス化したとしても、これはそんなに難しいことではない。これをやるといかにも大量失業が出るような話がもう町に伝わっておりますけれども、この部分だけについては大したことはない。既に銀行は今まで不良債権の八〇%ぐらいは実際にはオフバランス化してきたと、こういうふうに言つておりますし、この件についても大臣が今おっしゃられたようなことで、不足分は一・五兆ですから、こら辺は何とかなるだろう。ただ問題は、いわゆる要管理債権まで含めた十八兆円という金額が、果たして金融庁が発表されたようなことで済むのかどうか。これは恐らく銀行側の数字をそのまま載せたようなものじゃないかと推測されるわけでございまして、一説によると、大体民間の推測の方が後になると当たっているんですけれども、この金額がほぼ二十八兆円だろう。ですから、今の銀行の主要十六行の業務純益というのを三兆強と計算しても、とても三年間で整理されるようなものでない、八年ぐらいかかるんじゃないかと。こういう数字はこれからも実は金融庁ははつきりさせていただきたいと思うんです。

私は、この委員会、それからほかの委員会で同じことをしばしば述べておりますと、銀行が期初に今年度どのくらい償却するんだと。予定額をここ三年間、毎年一・五兆と言つてはいる。それで、中間期になるとはるかにそれを超えている。去年の九月は何と言つたかというと、業務純益の範囲内でおさまりましたと、こう言つてはいるんです。そして、柳澤大臣がオフバランス化ということを口に出した途端に、UFJを中心として急速に債権の償却をふやしてきました。結果的には、さつきおつしやられたような四兆を超える、前の年は四兆六千億ですよ。こういうことをやりながら、残高は一向に減らないでふえていくと。この三月期も要管理債権が一兆七千億ふえているんですね。そうすると、それだけを見ると、いつまでたつてもこの処理が続くんじゃないかと。

それで、私は、だから二年の間にこの十一・七兆円をオフバランス化したとしても、これはそんなに難しいことではない。これをやるといかにも大量失業が出るような話がもう町に伝わっておりますけれども、この部分だけについては大したことはない。既に銀行は今まで不良債権の八〇%ぐらいは実際にはオフバランス化してきたと、こういうふうに言つておりますし、この件についても大臣が今おっしゃられたようなことで、不足分は一・五兆ですから、こら辺は何とかなるだろう。ただ問題は、いわゆる要管理債権まで含めた十八兆円という金額が、果たして金融庁が発表されたようなことで済むのかどうか。これは恐らく銀行側の数字をそのまま載せたようなものじゃないかと推測されるわけでございまして、一説によると、大体民間の推測の方が後になると当たっているんですけれども、この金額がほぼ二十八兆円だろう。ですから、今の銀行の主要十六行の業務純益というのを三兆強と計算しても、とても三年間で整理されるようなものでない、八年ぐらいかかるんじゃないかと。こういう数字はこれからも実は金融庁ははつきりさせていただきたいと思うんです。

私は、この委員会、それからほかの委員会で同じことをしばしば述べておりますと、銀行が期初に今年度どのくらい償却するんだと。予定額をここ三年間、毎年一・五兆と言つてはいる。それで、中間期になるとはるかにそれを超えている。去年の九月は何と言つたかというと、業務純益の範囲内でおさまりましたと、こう言つてはいるんです。そして、柳澤大臣がオフバランス化ということを口に出した途端に、UFJを中心として急速に債権の償却をふやしてきました。結果的には、さつきおつしやられたような四兆を超える、前の年は四兆六千億ですよ。こういうことをやりながら、残高は一向に減らないでふえていくと。この三月期も要管理債権が一兆七千億ふえているんですね。そうすると、それだけを見ると、いつまでたつてもこの処理が続くんじゃないかと。

私は、ここ最終をいつだと決めないと一層不信感が増すということをずっと言い続けてきました。ようやく、過去の不良債権は二年で償却して、新たに発生したものは三年で済ますというお話をございますけれども、さつき申し上げたとおり、根本的な不良債権の数字に若干の、若干というよりかなりの誤差がございますのでそこら辺は難しいと思いますけれども、ほぼ三年で片をつけると

いたいことならば、はつきりそういう形でこの不良債権の問題は片をつけていただきたい。そうしないと、その次の日本経済の展開というのがなかなかできない。今まで不良債権の問題がおもしりなつてはいるかということを私は懸念しております。

ちなみに、九九年一月、柳澤大臣が衆議院の予算委員会でこうおっしゃっている。「少なくとも大手行については本年三月期において不良債権問題の処理を基本的に終了することを目指す」といふことをうたわせていただきました。」と、大分現状とは違うと思いません。

柳澤大臣は現状を考えてどういうふうに今お考えになつてはいるか、改めてお聞きをいたしたいと思います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 不良債権の定義もなかなか人によつて異なるような面もあります。のみならず、実は処理ということになりますと、これももう非常に人によつて異なる。あるいは、人が不良債権の処理というふうな言葉を聞いたときに何を、どういう状況を想定しているかということは非常に実は異なるわけでございます。

当初の議論、金融国会等での議論は何だったかというと、まず不良債権をきちっと把握すること、不動産の資産とそういうものをバランスシートの中にいつまでも大量に持つてはいるということではこの目的は達せられないということを考えまして、私は不良債権の最終処理という言葉を、総理がお使いになられて以後そういうふうに言つてはいるんですけれども、不良債権をバランスシートから落とすということこそ大事だということにいたしましたが、それによりますと、業務純益の範囲内でおさまりましたと、こう言つてはいるんです。そして、柳澤大臣がオフバランス化といふことを口に出した途端に、UFJを中心として急速に債権の償却をふやしてきました。結果的には、さつきおつしやられたような四兆を超える、前の年は四兆六千億ですよ。こういうことをやりながら、残高は一向に減らないでふえていくと。この三月期も要管理債権が一兆七千億ふえているんですね。そうすると、それだけを見ると、いつまでたつてもこの処理が続くんじゃないかと。

私は、ここ最終をいつだと決めないと一層不信感が増すということをずっと言い続けてきました。ようやく、過去の不良債権は二年で償却して、新たに発生したものは三年で済ますというお話をございますけれども、さつき申し上げたとおり、根本的な不良債権の数字に若干の、若干というよりかなりの誤差がございますのでそこら辺は難しいと思いますけれども、ほぼ三年で片をつけると

いたいことならば、はつきりそういう形でこの不良債権の問題は片をつけていただきたい。そうしないと、その次の日本経済の展開というのがなかなかできない。今まで不良債権の問題がおもしりなつてはいるかということを私は懸念しております。

私は、ここ最終をいつだと決めないと一層不信感が増すということをずっと言い続けてきました。ようやく、過去の不良債権は二年で償却して、新たに発生したものは三年で済ますというお話をございますけれども、さつき申し上げたとおり、根本的な不良債権の数字に若干の、若干というよ

ういうことであつたわけでございます。

一部議員の中に、実はそうではなくて、今私が取り組ませていただいております、不良債権をバランスシートから落とすことが大事なんだと言つた。ようやく、過去の不良債権は二年で償却して、新たに発生したものは三年で済ますというお話をございますけれども、さつき申し上げたとおり、根本的な不良債権の数字に若干の、若干というよ

ういうことであつたわけでございます。

一部議員の中に、実はそうではなくて、今私が取り組ませていただいております、不良債権をバランスシートから落とすことが大事なんだと言つた。ようやく、過去の不良債権は二年で償却して、新たに発生したものは三年で済ますというお話をございますけれども、さつき申し上げたとおり、根本的な不良債権の数字に若干の、若干というよ

ういうことを実行していただきたい。間もなく発表される経済財政諮問会議の前文の中にもこういうことがうたつてあります。「オフバランスシート化の進捗状況を定期的に点検し」と。今まででは大体

の最終処理だけが発表されて、いわゆるフォローというのが比較的おろそかにされていた面があります。これは定期的にオフバランス化の量を発表していただかなければなりません。

私は、ここ最終をいつだと決めないと一層不信感が増すということをずっと言い続けてきました。ようやく、過去の不良債権は二年で償却して、新たに発生したものは三年で済ますというお話をございますけれども、さつき申し上げたとおり、根本的な不良債権の数字に若干の、若干というよ

員数、従業員数等々、それから中小企業向け貸し出しの状況、それから役員報酬、賞与等、それから外国支店の削減等、こういう問題が随分未達なんですね。随分未達だと思うんですよ。これがいつも、結果がこうなりましたという数字しか出てこない。計画に対してもう進んでいるかというのが我々の知りたいところなんですが。

それで、さつき不良債権のところでも私は申し上げましたけれども、計画は計画なりに十分な理由があつてやつたはずなんですね。ところが、大臣の一言で急に最終的に三倍にふえてしまうような、そういういかげんな数字を金融界はまだやっているのか。普通の会社がこんなことをやつたら経営者はみんな首ぢゃないか、私はそう思うんです。だからいつも、計画に対してどう実行されているのか、どうまだ達成されていないのか、これを厳しくやらないと私は金融界はなかなか直らないと思うんですね。これは金融庁、これからも十分気をつけてやっていただきたいと思います。

最後に、時間がございませんが、証券市場のことで若干申し上げたいと思います。

証券市場の活性化等、それから、きょう実は審議される例の百万円までの特別控除、こちら辺のことは私たちPTでやつておりましたので直接には触れませんけれども、ちょっとここの中では懸念をしておりまることは、この間、EB債の問題でグローバル証券と東京三菱証券が摘発されました。証券市場というのはやっぱりまだお行儀の悪い面もあります。例えば、おととい三百八十六円マイナスになりましたけれども、これが引け一時間なんですが、ここ二、三日の株価の状況を見ておりましても、いわゆる日経リンク債についてやや懸念があります。例えば、おととい三百八十六円マイナスになりましたけれども、これが引け一時間ぐらいの間に急転したんですね。きのうも引け際に急にマイナスになりました。

視委員会を通じてどういうふうにこれを見守つておるか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○副大臣(村田吉隆君) 証券市場に対しましていろいろな金融商品が出てくる。私ども、緊急経済対策の中、証券市場の活性化、こういうことをうたつております。そういう意味で、個人投資家が自己責任において取引を行つていくという観点からは、一つはディスクロージャーが必要であること、二つ目には公正な取引を保証するルールが必要である、こういうふうに考えておりまして、これまでもいろんな整備をやってきたところでございます。

先生が特に今御指摘なさいましたEB債とかリンク債の問題については、金融庁として、証券取引等監視委員会の検査の結果、そのEB債に関連しました証券会社の法令違反行為に対する行政処分を求める勧告を受けまして、先ごろ複数の証券会社に対し業務停止処分を行いまして、内部管理体制の充実強化、役員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定、責任の所在の明確化を求めるとともに、あわせて投資者への適切な対応について検討を指示したところでございます。

今後とも、証券取引等監視委員会の検査等を通じましてこのような法令違反行為が把握された場合には、当厅としても厳正に対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○星野朋市君 終わります。

○委員長(伊藤基隆君) 質問者峰崎君に申し上げますが、竹中大臣が若干おくれる模様であります。峰崎君によれば、ちよつと風邪ぎみなものですから、聞き苦しいところが出るかもしれません。お許しいただきたいと思うんです。

今、委員長からお話をありました竹中大臣、私は、今回に限らず、ぜひ財政金融委員会の主管大臣になつていただかなければ必要があるんではないかと思ひます。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎です。

いうふうに思つております。特に今、骨太方針というのが出でておりますが、竹中大臣の言葉によりますと、どうもアメリカの大統領の予算教書に匹敵するものだということは、そうなりますと、財務省も金融庁もあるいはマクロ経済政策も含めて全体としてこれは論議せざるを得ない課題でございますので、その意味では、これは法改正をしてでもぜひこうしていただきたいなと思っております。

さて、きょうは日銀総裁にお見えいただきました。たしか、きょうからあしたにかけて政策委員会・決定会合があるということをございます。それでぜひ質問させていただきたいと思いますが、冒頭に、私、五月二十一日に参議院予算委員会がございまして、そのときに総裁をわざわざお呼びをしておきながら質問ができなかつたということをで、まことにおわびを申し上げたいということを冒頭申し上げたいというふうに思います。

きょうも時間が午前中だけということに限られますし、きょうの新聞なども率直にいろんな意見が出ておりますので、私の方から質問させたいただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、経済財政諮問会議の議事要旨というのがこのところ公表されているわけであります。必ずしもこれは議事録の正確なものではないんだろうと思ひますが、私の持つておりますのは五月三十一日付の官邸の大食堂で行われた議事要旨でございます。その中で日銀総裁は次のように発言されてゐるわけであります。「金融とマクロ経済の観点から申し上げたい。第一に、過去数年間に積極的な金融政策をとってきたにもかかわらず、経済活動が活発化しなかつたことを踏まると、産業構造、金融システムの両面での構造改革が必要。第二に、個人金融資産について、株や債券を投資したり、ファンドなどを使つたり、そういうリスクキャピタル、直接金融を増やしていくような税制その他の改革が必要。」こういう御指摘がされているわけであります。

○日銀としては、これは三月十九日の決定、そのときに量的緩和へ踏み切つて、消費者物価上昇率がゼロ以上になるまではこの方針を続けますよというメッセージを送られて、これ以上はないんだというメッセージで、ある意味では構造改革に期待をされている、こういう理解をしているんですねが、日銀総裁、それでよろしいんでございましょうか。

○参考人(遠水優君) お答えいたします。

私ども、三月十九日にかなり思い切った政策をとったわけでございます。金融市場ではその後の三月近い間によく政策効果が吸収されて、結果は今のところよく出ているというふうに思っております。短期金利も、ゼロ金利のときよりも低くなっていますし……

○峰崎直樹君 ちょっと聞こえませんが。

○参考人(遠水優君) 失礼しました。

三月十九日の政策、かなり思い切つてやつたわけでございますけれども、その効果は、この三月近い間に市場でかなりうまいぐあいに受け入れてくれて、短期金利はもとよりのこと、中長期、特にCPとか債券とかいった企業が直接借りるお金がかなり低金利で企業に直接入っていくといったような、CPなどは二十兆円と今までになかった記録的な結果を出すようなことになつております。そういう金融市場面での効果は非常に出てきていると思うんです。

しかし、あのときに私どものステートメントにはつきり書きましたように、こうした金融緩和効果がフルに発揮されて日本経済が持続的な成長軌道に復帰するためには、不良債権問題の解決を初めとする構造改革の進展が不可欠な条件である、日本銀行としては、構造改革に向けた国民の明確な意思と政府の強力なリーダーシップのもとで、各方面における抜本的な取り組みが速やかに進展することを強く期待しているというふうに発表いたしまして、その方向で新内閣が進みつつあることを私どもは今喜んでその成り行きを注視している、それとともにアメリカの経済の動きがどうい

うふうになつていくかを注視しているのが現状でございます。

今ここで多少株価が低迷したりあるいは生産の数字が下がつたりしておりますことは、四月の時点で十分リスク評価として私ども考えていた範囲の中でございまして、新たにここで政策をさらにつけ加えなければならぬというような状況には至っていないと私は考えております。その辺のところはきょうあすの会議で委員方の間で討議が行われることだと思っております。
もう一つ申し上げておきたいことは、これも諸

問会議でも申し上げたわけですけれども、金融金融融と景気が悪くなると言われるわけですが、ここ五年間の実績をとつてみますと、いわゆるマネタリーベースという、日本銀行から出す銀行券や日本銀行への預金、これを過去五年間の平均で見ると、一年で七・九%伸びております。それが民間銀行の預金のベースになりますと、五年間で二年平均三・三%しか伸びておりません。その間、銀行券その他はほかへ流れているということかと思ひます。まして、銀行の貸し出しは御承知のように過去五年でマイナス〇・四%と減つておるわけです。

一方 実体経済はどうなったかなどと、過去五年の平均は、名目GDPで一年でわずかにプラス〇・一とほぼ横ばいと。主として銀行が国債を持つて、その国債で政府がいろいろ公共投資等を行なったわけでござりますけれども、実体経済にはプラスになっていない、金融金融と言われるのでも、金融をこれだけ出しておりますけれども、その効果が出でていないというのはこの数字をごらんになつたら一目でおわかりになることだというふうに思つております。

そういう状況の中で、これから新しい構造改革その他が行われていくときにどういうことが起こつてくるかということ。私どもは、本当にこれは中長期にはなきねばならぬことだということで、そこで起こつてくる事態、あるいは海外で思われぬ

○峰崎直樹君 もう三月の段階で、今の景気のあ
る意味では不安定化というか、景気が落ち込むこ
とも織り込み済みだつたということで今お話をあ
ります。

これが起つて、こういうことになつた、なりそ
うだというようなときに、いつでもさらに手が打
てるようになんと準備は整えておるつもりでございま
す。その辺のところは御心配なく、私どもの動きを
をウオッチしていくだければというふうに思つて
おります。

そこで、今いろんな方々からいろんなお話をあつるんですが、今、金融の問題、日本の問題を考えたときに、私はかねてから四つ大きいリスクがあるというふうに見ていてるんです。一般的な物価下落、すなわちデフレのリスクです。それから地盤の下落のリスク。それから株価のいわゆるリスク。それからもう一つは、かねてから金融担当大臣ともお話をさせていただいています、国債を切めとする、地方債、そういうものの債券のリスクです。

は、一般的な物価水準がずっと下落を続けています。いわゆるGDPのデフレーターでいいますと、ここ数年ずっと低下傾向です。消費者物価を見て、もう二年以上続いているわけです。これはもうずっと日銀総裁が来られるたびに言つていてるんですが、このいわゆる物価下落を議論するときに、これはよい物価下落であって、海外から輸入するものが安くなつてくる、いわゆる生産性の

向上に伴つて安くなつてくる。

力でも、海外どこでも同じことじゃないか。(つま
り、社会主義圏と言っていた国々が市場経済へ
入ってくる、そうすると入ってくるものは安く入
つてくる)といふのは、これは当然のことだらう
と。あるいはアメリカは、きょう竹中大臣と後で
またお話ししたいと思いますが、アメリカはITT
によつて生産性向上を上げていつた。そうすると
当然価格が下がつてまいります。ましてや貿易水

す。 準は、価格硬直性が日本ではないと言われていて、ますから、そうすると、そこでももちろん物価が下がっていく圧力がある。しかし、それにもかかわらず、日本の場合だけがCPI、消費者物価指数がプラスにならない。この原因は一体どこにあるのかな?ということが、私自身がいろんな方々に聞いても、いや、それは中国が過過ぎてあるから膨大なものがあるから、それは地理的原因もあるんじゃないか?というような話もされるんですね。

そこら辺、日銀の総裁として、いわゆる物価、通貨に対する、インフレに対する責任に対しても、インフレファイターとしてある。今、デフレが問題になっているときのデフレファイターとしての日銀として見たときに、まだ三ヶ月ですから、そこまでの総理大臣ではないですけれども、まだ

三ヵ月ですから先を見るのは早いですよということ
となるかもしませんが。
その点、これから大変な構造改革をやらねよう
とするときに、ますますまたデフレ要因が強まる
んじゃないかというように言われています。いわゆる
デフレ要因といつても、これはきっと悪性の
の、需要がマイナスになつていくところのデフレ要
因なんだろうと思いますが、そのあたり、日銀総裁
は、三月十九日決定会合で、消費者物価上昇率が
安定的に、CPIがゼロになるまでこれは大丈夫だ
だ、やつていくんだということで自信を持つてお
られるのかどうか、その点をお聞きしたいと思いま
す。

○参考人(速水優君) 御指摘のよう、物価の下落というのは世界的な動きであると思います。特に日本の場合は、流通市場の合理化とか自由化とか、特に規制緩和あるいは業界間の申し合せと、いつたようなことが、私も民間の商社においてましたからそういう動きはよくわかっているつもりでありますけれども、グローバリゼーションというのが九〇年代になつて始まつていて、日本の方は、規制の緩和、撤廃、あるいは市場化、あるいは自由化というのが非常におくれていますね。

価の内外価格差という言葉をまだ覚えていらっしゃると思いますけれども、九〇年の初めごろからこのことを財界などでも強く言って、私も同友会においてそういうことを強く言つてきました。それは、やっぱり規制緩和ができていないということ、それともう一つは、バブルのはじめがいつで、デフレ現象が続いて、民間の生産も伸びないし、経済の伸びがとまって、それによつて所得が伸びていないという需要サイドのものもありましたけれども、それに加えて、先ほどおつしやった、自由化されて外から安いものが入つてくると。しかも、海外の安い労働力を部品の製造や商品の輸入に使って、それが消費者にとってはかなり喜ばしい低物価ということをもたらしておるわけです。

そのことは、消費者には非常に歓迎されていると思いますけれども、一方、それを扱つている企業にとっては、やっぱり物価はめちゃくちゃに下がるのは困るわけで、収益を維持していくために物価をそんな下がらないようにしてもらわないと困るということは出てくるのは、これまた自然の流れだと思います。その辺のところを私ども中央銀行の立場で、物価の安定という立場からすべてのものをフェアに見て政策を打つていただきたいというふうに考えております。

今の物価がやや下がりぎみであるのが、供給サードの問題なのか、先ほどの輸入その他の、あるいは規制緩和・撤廃によるもの、それと同時に、技術の革新でコストが下がっているという供給サードの問題であるのか、所得がなかなかふえないと、先行きが見えないということによる、需要が供給についていけないというような事態が主因があるのか、その辺のところはその都度よく詳細に資料を見、議論をして政策を決めてまいりたいと、いうふうに考えております。

○峰崎直樹君 そこでまた、もう一点、日銀の最近の動きでお聞きしたいところがあるんですが、それは、札割れ現象を起こしている、つまり短期債を買いオペをして、それが未達である、こういった

う状況から中期債の方に移つていつている。もちろん通貨発行量が歴どめになつてゐるんだろうと思ひますが、この動きに対して、それは予想された範囲なのか。

実は、けさの新聞を見ますと、これは日銀〇Bの方がおられる研究所じやないかと思うんですが、富士総合研究所というところから、日銀が長期国債の大量買い切りに踏み切ると、国債価格は急落して日銀の財務内容が悪化し、ひいては円への信頼を失いかねない、そういう警告するレポートが出ていて、こういうことなんです。

今のお話を聞いていて、さあこれから先、物価が安定的に、消費者物価がゼロになつていくのはいつのことやらという感じがするのであります。が、だんだんと短期債から中期債、中期債から長期債、こういう形で買いオペが進んでいき、さらには昨今の中では、もつと量的緩和を広げろとかいろいろなものが出てきているわけであります。そいつの点に対する懸念について日銀総裁などのように考えておられるのか、この点お聞きしたいと思うんです。

○参考人(速水優君) 先月あたりから若干札割れが起つて、国債を買って資金を市場に流すという場合に、こちらが予定しただけの売りが市場から出てこない、これを札割れと言ふんでしょうか。それとも、そういう事態が起つたことは確かでございます。

そういう事態に対応するために、日銀の当座預金五兆円平均でいくといふ、いわゆるリザーブ

ターゲティングと言つておりますが、金利をめどにするのではなくて、日本銀行の当座預金の残高をめどにして緩めていくといふやり方をこの三月にとつたわけですね。その買いオペの玉

が、市場では非常に金利が下がつてしますし、余り利益のない、しかもいい玉を放したりといつたような動きも当然出でてくるわけで、そういうことがはつきりしてまいりましたので、長期国債というもののほかに二年物、四年物、五年物、六年物といふいうわゆる中期国債を中心に入れて、しか

も、金利の区割りを〇・〇一でやめていましたのを〇・〇〇一まで変えていくといったような、より細かい政策を五月にとりました。それ以来、札割れというのは一切起つておりません。

今後、今のところまだ構造改革も大きく動き出しましたわけでもございませんし、これから動き出しでどういう痛みが起こり、どういうところに資金が必要になつてくるか、どういう事態が起こつてくるのか、そのことを見ながらこれらの政策はとつていくつもりでございます。

この間の三月十九日の措置には、CPIが安定

して前年比ゼロを上回るようになるまで長期国債

と同時に、長期国債につきましては、銀行券の發

くんだと、五兆円とは言つておりますが、それ

も、この政策でいくんだということを言いました

と同時に、長期国債につきましては、銀行券の發

くんだと、五兆円とは言つておりますが、それ

も、この政策でいくんだということを言いました

と、今、日銀総裁は、三月十九日のあの政策決定

で、ほぼ今やろうとされていることも含めてもう

かもしません。

そこは何て書いてあるかといふと、「デフレ压

力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に

応じて、機動的な量的緩和政策をとることが期待

される。また、景気の状態によつては、セーフテ

ィーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な

政策運営を行なう」と。後ろの方は日銀ではないの

かもしません。

わずかこれだけのことなんですが、そうする

と、今、日銀総裁は、三月十九日のあの政策決定

で、ほぼ今やろうとされていることも含めてもう

かもしません。

そこで何て書いてあるかといふと、「デフレ压

力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に

応じて、機動的な量的緩和政策をとすることが期待

される。また、景気の状態によつては、セーフテ

ィーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な

政策運営を行なう」と。後ろの方は日銀ではないの

かもしません。

そこは何て書いてあるかといふと、「デフレ压

力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に

応じて、機動的な量的緩和政策をとすることが期待

される。また、景気の状態によつては、セーフテ

ィーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な

政策運営を行なう」と。後ろの方は日銀ではないの

かもしません。

そこで何て書いてあるかといふと、「デフレ压

力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に

応じて、機動的な量的緩和政策をとすることが期待

される。また、景気の状態によつては、セーフテ

ィーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な

政策運営を行なう」と。後ろの方は日銀ではないの

かもしません。

そこで何て書いてあるかといふと、「デフレ压

力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に

応じて、機動的な量的緩和政策をとすることが期待

される。また、景気の状態によつては、セーフテ

ィーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な

政策運営を行なう」と。後ろの方は日銀ではないの

かもしません。

ゆる骨太の、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革の素案を私ども昨日、内閣府からのレクチャーを受けたわけありますが、その中に、この日銀の金融政策に触れているところがそんなに多くないんですね。

そこは何て書いてあるかといふと、「デフレ圧力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に応じて、機動的な量的緩和政策をとることが期待される。また、景気の状態によつては、セーフティネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な政策運営を行う」と。後ろの方は日銀ではないのかもしません。

そこは何て書いてあるかといふと、「デフレ压

力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に

応じて、機動的な量的緩和政策をとすることが期待

される。また、景気の状態によつては、セーフテ

ィーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な

政策運営を行なう」と。後ろの方は日銀ではないの

かもしません。

そこで何て書いてあるかといふと、「デフレ压

力が生じる調整期間を通じて、金融政策は必要に

応じて、機動的な量的緩和政策をとすることが期待

される。また、景気の状態によつては、セーフテ

ィーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な

政策運営を行なう」と。後ろの方は日銀ではないの

かもしません。

</

の中で「アメリカの大統領が示す予算のガイドラインである予算教書に準じた、一つの尊重されるべき指針であると思います。」と、こう性格づけを語つておられるんですが、アメリカの大統領が示す予算のガイドラインである予算教書というのはアメリカではどんな性格づけを持っているものなのでしょうか。

これは恐らく大統領制と議院内閣制では違うん
だろうと思いますけれども、設置法なんかももちろんあるでしようけれども、いずれにせよ、このいわゆる方針案なるものの性格づけについて、ま
ずお聞きしたいと思います。

ういう比較のアナロジーというのは余り慎重な行動ではないというふうにも私は後で思ったのであります。私がそこで申し上げたかったのは、大統領のリーダーシップのもとで政策運営されてい るというそのリーダーシップの部分を、この経済財政諮問会議の役割の中にぜひ強調したいとい う意味で、限定的な範囲で申し上げたつもりであります。

アメリカの予算編成というのは大変複雑なのだ というふうに私も理解しておりますが、基本的に は予算編成権はすべて議会に属しています。日本 の総理はその意味ではある意味で権限を持つて いるわけで、内閣が予算案を提出するわけでありま すけれども、アメリカの大統領はそういう提案を する権限はありません。すべて議会に所属してい

予算教書というのは、大統領から見て、全体の政策を運営していく上でこういうふうなものであつてほしいという、一つの大統領としてのメッセージの部分が非常に強いというふうに認識している。ただし、その予算教書等々の中では、経済の姿と財政の姿との整合的なあり方が、今後、單年度ではなくて複数年にわたって示されていて、国民に対するメッセージとか、大統領の経済に対する、リーダーとしての経済運営に対するメッセージ

セージが非常に強く込められているというふうに理解しています。

その意味で、そういうリーダーとしてのメツセージ性の高いようなものであるべきだという趣旨でそのような発言をさせていただきました。

○峰崎直樹君 そこで、この素案をきのう私ども初めて見たわけですが、この素案の段階か

ら、昨日の内閣府のスタッフの方は、閣議決定しますと。その閣議決定がいつなのか。それから、閣議決定に至るこれらのプロセス。わかる限りでいいんですが、教えていただけませんか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 予算の編成、予算案の作成は、経済財政諮問会議で枠組みを決めて、予算案の編成は財務省で財務大臣のリーダーシップ

のもとに行われるわけですが、そういうプロセスを実効性のあるものにするためにも闇議決定をしたいというふうには確かに考えておりまます。プロセスから考えましても、逆算しますと、総理が訪米されますので、それ以前にはやはり大変メッセージ性のあるものにしておきたい。ですから、その前には闇議決定をしたいというふうに考えます。

それに向けて今最終の作業に入っていますけれども、プロセスとしましては、来週ぐらいに経済財政諮問会議をもう一度開いて、そこでほぼ最終案に近いようなものにして、閣議決定の直前にそれをそれこそファイナライズするようなものにしていきたいというふうに思っております。

ていくのかというような御趣旨が含まれているかと思いますが、経済財政諮問会議というのは、その性格上、総理のリーダーシップをサポートするためのそもそも器であつて、調査・審議するためのものでありますから、その意味では、各関係のところといわゆるネゴシエーションをして合意をするというような性格のものでは基本的にはないわけであります。

しかしながら、私たちとしてもさまざまな御意見

見をお伺いしたいし、今後の作業をスムーズに進めるためにも、その理解を深めるというプロセス

を非常に大切にしたいというふうに思つておりますので、それまでの期間、関係の省庁ないしは、与党、野党を問わず、関係の方々、さらには広く国民の皆さんとの情報交換、意見交換というのをぜひ深めていきたいと、いうふうに思つてます。

○峰崎直樹君 そこで、時間の関係もありますから、言つてみれば予算編成のプロセスの問題について、これはこの素案の三十二ページになるんでしようか、「予算編成プロセスの刷新」というところでございます。これは第五章の「経済財政の中長期見通しと政策プロセスの改革」というところに入っています。私、これを読んで大変すごいなと

思つたわけであります。
ちよつと読んでみますと、「予算編成に際して
は、まず経済財政諮問会議において経済財政政策
全般についての横断的な検討を行い、重視すべき
分野や政策変更の必要性など政策の基本的方向と
ともに、その時点での景気動向についての判断」、
これはまた後でお聞きしたいと思いますが、「平
成十四年度については、本「基本方針」が示され、

この方針を各省庁の行う概算要求の準備作業等に反映されることとなる。また、新規に重要性を増し、かつ各省庁にまたがる分野、例えばナノテクとかバイオなどと循環型社会とか、こういうところについては「有識者の識見等を活用しつつ、内閣が中心になって、分野ごとの重点等について強力に調整を行い、諮問会議は必要に応じ、こうした作業に方向付けを行う。これを踏まえ、財務

省は具体的な予算編成を行う。さらに、諮問会議は、経済見通し、中期経済財政計画の改定などと並行して、「予算編成の基本方針を示し」、諮問会議がですよ、「これに基づいて政府予算の最終的なとりまとめが行われることとなる」。かくして「透明性が高められ」、「メリハリの効いた予算編成が行われるなど予算編成プロセスを刷新する。」。こういう流れがずっと書かれているわけです。

そこで、まずお聞きしたいのは、この予算の編成における予算編成の範囲です。これは一般会計

だけなのか。補正予算をどうするのか。特別会計についてはどう扱うのか。財政投融资計画については対象とするのか。あるいは、後できょうは地方財政のことも少しお聞きしたいと思いますが、地方財政計画の扱いはどうするのか。

こういうものが総体として入ってこないと、の予算編成のプロセスを本当の意味で刷新したことにならないんだというふうに思います。この点はいかがございましょうか。

いうふうに自負して、責任等の重さを感じております。

これは初めての実験でありますので、一種のおもてなしの意味では壮大な実験をこれからやらざるを得ないということになりますが、基本的な考え方としては、今、議員が御指摘になつた、一般会計だけではなくて、まず経済の枠組み、政策の枠組みを決めて、その予算の枠組みを幅広くあり方を、枠組みを議論するという役割を担つていて、このふうに理解しています。

○峰崎直樹君 どうも議事録とかそういうのを目
ると、まだ私は先ほど挙げましたような分野全般
にわたって詰められていないような気がするわけ
です。

しかし、それこそ総理大臣のお得意の言葉で
は、始まつたばかりですから、とりあえずは一般
会計だけでというふうになるのかもしけれませ
が、日本の財政というのはとにかくわからないく
ですよ、我々は。一体お金がどう流れているかレ

いうことは、特別会計まで入ってくるともう伏魔殿みたいなものなんですね。財政投融資がそれぞれの財投にどんなふうに流れているのかわからぬといふぐらい、大変よくわからないものですから、私どもとしては、こういう全体を改革していくべきやなかなか難しいなというふうに思つてゐるわけあります。

これは財務大臣にお聞きしたいわけでございますが、これはもしもしたら質問要旨に入つていなかつたかもしれません、この議事要録で見ると、こういう改革をされることは、旧来のとりますか、昔の大蔵省の予算編成権というものが堂々とあつて、それが今度は経済財政諮問会議がそこに入つてきて、予算の大概のことは方向性は全部出てくる。そうすると、あと、主計というのとその計数合わせを各省庁との間でやるだけだと。こういう形へとなつていくような気がするんですが、財務大臣、そういう理解でよろしいんでしょ

○國務大臣(塩川正十郎君) これは今回、内閣府設置法の十九条でございますが、それと財務省設置法の三条並びに財政法とそれぞれございまして、その中に非常に難しい言葉で規定しておりますけれども、私たちの段階といたしましての解釈は、先ほど竹中大臣がおつしやいましたように、政府の方で基本方針を調査し審議してそれを決定するということで、そこの段階でございます。

もつと平易に申しますと、要するに経済財政諮問会議というのは総理大臣がやる仕事でございまして、その総理大臣のもとにあつて竹中大臣はそ

の総理大臣の権限を担当しておられる。だからス

タッフの一番の親玉ですね。ここでまとめて総理

大臣がそれをおろしていくことになつていま

まし、それは私は、内閣としての予算に取り組むデザイン、一つのデザインと、それから基本

設計して具体的に予算の編成ができるようになります。

つとしたいと。

たしか竹中大臣は、まだ大臣になられる前に、

なきやならぬ、こう思つております。

○峰崎直樹君 忠実に予算編成に生かしていきた

いということをおつしやいましたので、この基本

方針を策定されれば恐らくそうだと思うんです

が、私も聞いて、昨日もちょっと実は質問をし

たんですよ、この予算編成プロセスというのは非

常に大胆だなど。

内閣府のスタッフの方に聞いたのが余りよくな

かったのかもしれないが、閣議決定するとい

ことは、省庁はきっと恐らく納得をするとい

うだろうと思いますが、もう一つ、私はあつては

いけないと思うんですが、自民党という政党、あ

るいは、与党ですから他の保守党も、それから公

明党もあるのかもしれないが、その党内の各部

会がございます。いろいろな部会がありますね、

あるいは調査会もあります、税制調査会とか。そ

ういったところの了承はどるんですかと聞いた

ら、きのう内閣府のスタッフの方は、いや、それ

は役所が部会に出向いていつて了承をとつてまい

りますと、こういう話だったんですが、手続的に

はそんなふうな形になつちゃうんですね。私は

何だか妙な、内閣主導だと政治主導だとい

ふうに言つているんだけれども、どうもそこは

余りばつとしないねという感じがするんです。

それはどなたにお聞きしたらしいのかなと思う

んですが、財務大臣が一番政治家ですから、余り

事前に通告しておりませんでしたけれども、やは

り政治家がそれは責任を持つてやるべきなんで、やは

りますので、それはもう、全部そういうような

ものをほつておいて、それでこつちの方では勝手

に役所だけで政策を組むんだと、それは絶対ございませんで、その点は参酌していただきたいと思つております。

ただ、それを予算に組みます場合に、財務省と

しては、各省からの要求がございます中に、その

こういうふうに認識して取り組んでおるのでございまして、したがいまして、今回のこの経済財政諮問会議で議論されましたことは、それを忠実に私たちにはやっぱり予算編成の中に生かしていかなければなりません。しかし、こうおつしやつていましたでも、亀井さんがねじ曲げちゃつてどうにもならないんだと、こうおつしやつていましたです

その意味では、今度は首相のリーダーシップが非常に強まつてゐるがゆえにこの点がまだない限り

かもしれません、私は、この予算編成のプロセ

スを本当の意味でえていくということは、そ

ういう党と内閣一体とという形で持つていかない限り

変わらないんじやないかという感じがするんです

が、これは財務大臣にちょっと、ナンバーワン

大臣でしようから、その点はどうお考えになつて

いますでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 峰崎さんがおつしや

るよう、そんな藏然として、ここまでは党が主

導してここからは役所がやつているという、そ

うものではなくて、ふだんから役所の方は、要

するに各省庁は、何も自民党だけではございませ

んで、民主党の意見も共産党の意見も皆聞いてそ

しゃくしておりますし、そこで議論が起つてま

りますと、こういう話だつたんですが、手続的に

はそんなふうな形になつちゃうんですね。私は

何だか妙な、内閣主導だと政治主導だとい

ふうに言つているんだけれども、どうもそこは

余りばつとしないねという感じがするんです。

それはどなたにお聞きしたらしいのかなと思う

んですが、財務大臣が一番政治家ですから、余り

事前に通告しておりませんでしたけれども、やは

り政治家がそれは責任を持つてやるべきなんで、やは

りますので、それはもう、全部そういうような

ものをほつておいて、それでこつちの方では勝手

に役所だけで政策を組むんだと、それは絶対ござ

いませんで、その点は参照していただきたいと思つております。

ただ、それを予算に組みます場合に、財務省と

しては、各省からの要求がございます中に、その

社会をどう形づくつしていくのかということの非

常に大きな基本となるよう性格がここの中に入

るような政策を我々アドバイスするんだけれども、どうも政調会長、当時は亀井静香さんでしたけれども、亀井さんがねじ曲げちゃつてどうにもならないんだと、こうおつしやつていましたでも、このプログラムをつくりますときには、財務省の意見を中心にして組まれてきた案が盛り込まれておる、このように御認識していただいたらいいと思っております。

○峰崎直樹君 我々は野党でございますから、そ

ういう与党の中のあれこれに今言うことについて

はあれかもしれませんけれども、ただ、首相公選

制を訴えられているんだけれども、こういう改革

をしないで首相公選制だけを取り上げられるとい

うのは、どうも私は小泉さんの発言というのは危

うさを感じてゐる一人なんですかね。私は

ういつた改革は、我々野党の立場ですけれども、

やらなきやいかぬなと思っております。

さてそこで、またこのいわゆる骨太方針と言わ

れてゐるものとの性格に戻つていただきたいと思うんで

すが、これを読んで非常にわかりやすいところと

わかりにくいところがある。やっぱり竹中大臣は

学者出身の大臣かなというような評価も、きのう

ちょっといろいろな方と話をしたんですけど、一つ

は、竹中大臣、税制問題というのが極めて貧弱と

いうか、前回のこの委員会でもちよつと論議をし

た、レーガン税制のところでもちよつと議論を

したかつたなと思つたが時間がなかつたのであり

ます。ですが、十二ページに税制改革というのがあるんで

す。

これを見ると、税制は、簡素、公平、中立だと

かグローバル化だと、要するにありきたりの平

板な中身が書いてあるだけであつて、竹中大臣が

恐らく最も一番主張したかった多分フラット税制

だとか、あるいはやる気を出させる税制としてフ

ラット税制とか、最後はポールタックスといった

ようなことまで触れられている論文を読んだこと

がございますが、言つてみれば税制というのはそ

の社会をどう形づくつしていくのかということの非

つていいんだろうと思うんですよ。

ですから、細々とした租税特別措置に該当する

ような証券税制だと、きょうも、百万円まで無

税だとかいろんなところを出しておりますけれども、基本となつていく税制をどう構築していくのかということについて、持論がないんなら、ある

いは議論がないんなら別ですが、これはどうも私

が見ると、その点は何か避けられたんじゃない

か。どうもやはり参議院選挙を前に、選挙を前に

すると税制の議論というのは、ともすれば政治家

というのはやつぱり、いや税の問題は出さない方

がいいぞ、税の新しい問題を提起したら必ず選挙

でしつ返しを食う、こんなような意見があるの

かもしません。

その意味で、今度の素案の中で竹中大臣の考え

方というか、これは恐らく竹中大臣だけのものじ

やないですかから諮問会議の全体の問題なんだらう

と思つたのですが、竹中大臣以外にも民間の方々で

税の問題に触れていることを随分私、目にしている

ものですから、どうしてこんなたかだか二十行

ぐらいの抽象的なものになつっちゃつたのかなと

いつた点、非常に気になつてゐるものですから、

ぜひ御意見をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今御指摘になつたとお

り、これは私が一人で書いたものではありません

ので、これが学者的であるか、それがいいことか

悪いことかというのちよつとぜひ留保させてい

ただきたいのでありますけれども、私自身、税制

はまさに経済政策に関するこの國の形であろうと

いうふうに思つております。

これについて、税制についての記述が物足りない

といつた御指摘かと思ひますが、私としては、制

度設計そのものは、それは特定財源にしても地方

の仕組みにしても、制度設計そのものを議論する

というのが実は骨太ではありませんので、具体的

な中身そのものに、税制に関しても当然やるとい

うのは骨太の目的とは違つてゐるわけです。

しかし、例えばこのメッセージの中にチャレン

ジャー支援の税制を含めた検討を行うということ

を明記したつもりでありますし、その意味では、

改革の中の重要な部分として私は税の問題がある

というふうに認識しておりますし、そのメッセー

ジというのは考え方としては表現の問題はいろ

いろ御批判もあるかもしれませんけれども、書か

せていただいたつもりであります。現実問題とし

て、骨太を受けて、具体的な経済の政策の制度設

計では、かなり税の問題というのは重要な問題に

なつてくるだろうというふうに認識しています。

○峰崎直樹君 税の問題は重要なことで、

節々入つていてますよと、読んでみると、そこは確かに、今おつしゃつたよう

に挑戦する人にこたえられる税制とか、いろんな

抽象的な方向性は出ているんですが、全体的に、

例えばフラット化をするとか、そういった所得税

や介護、福祉といった社会保障の分野に競争原理

でここの中の体系化されたものがなかなか見えにく

いなど。

なぜそういうことを言つてゐるかというと、ちょ

うと次に中身の中で、社会保障のところで、医療

が導入をされる、こういう表現ぶりが入つてゐる

わけです。我々からすると、社会保障というのは、

国民が共同するとか連帯するとかリスクをお互い

分け合うとか、そういう分野であるはずだし、そ

こに競争原理が入つてくるということは、これは

社会的な連帯といったものをちょっと破壊してし

まうんじやないかなと。これはもつと言ふと、財

政の持つてゐる通常の三つの機能のうち、経済安

定化機能、これはよく今まで公共事業を中心にして

どんどん需要拡大ということでやられてきた政

策ですが、私もこれはもう余り重視する必要はない

といつたところの機能というのが、もう一つ

が、もう一つの資源分配のところは随分効率化し

ていこうといつたところが、所

得再配分、そういうかなかといつたところの機能というのが、もう一つ

徐々にどうなつていくのかなという危惧がずっと

出てくるわけですね。

ですから、例えば、その社会保障分野に競争

原則が入る問題だと、あるいは、次に社会保障

個人会計という表現がござりますね。何ページだ

つたか、そういつた個人会計というような文言が

出でます。こちら邊になつてくると竹中大

臣の考え方が非常に出て、竹中大臣のと言つたら

おかしいんですけど、経済財政諮問会議が何か今回

の改革で言うと、どうもそこのところ

あたりが非常にあいまいとしていて、税の問題で

もそこが触れられていると、例えば、所得再配分

機能が強過ぎる、だからもつとフラットにしなき

やいかぬとか、全体として財政の果たしている役

割あるいは税制の果たしている役割というのには

対する見方が、少しずつ衣の下によろいは見える

んだけれどもなかなかはつきりしないなという感

じがするんですが、そのあたりはどのように考え

て、あるいはどんな論議があつたのかということ

を教えていただければと思うんです。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは議員全員が一致

した議論ということではありませんけれども、議

論の流れを通して私が感じていて方向性を述べろ

ということございましたら、次のようなことに

なるのだと思います。

それは、福祉の中の医療の議論なんかに私は典

型的にあらわれてゐるといつたふうに思うんです

が、確かに医療というのは、完全にすべてを市場

で競争原理が入つてくるということは、これは

社会的な連帯といったものをちょっと破壊してし

まうんじやないかなと。これはもつと言ふと、財

政の持つてゐる通常の三つの機能のうち、経済安

定化機能、これはよく今まで公共事業を中心にして

どんどん需要拡大ということでやられてきた政

策ですが、私もこれはもう余り重視する必要はない

といつたところの機能というのが、もう一つ

が、もう一つの資源分配のところは随分効率化し

ていこうといつたところが、所

得再配分、そういうかなかといつたところの機能というのが、もう一つ

徐々にどうなつていくのかなという危惧がずっと

出てくるわけですね。

ですから、例えば、その社会保障分野に競争

のというのは、現実にはどこの国でも入つてゐる

んだと思います。

この中で、そういう今の例に象徴されますけれ

ども、私たちが考えているものというのは、所得

再配分が重要だということは十分に認識していま

す。しかし、小さなパイをいかに配分するかとい

うことを議論しても、今後の日本の経済の将来的

な発展はやっぱり見込めない、パイそのものを大きくする中で新しい配分のあり方を考えようとい

うことになりますから、その意味では非常にダイ

ナミックな配分政策を議論させていただいている

ということなのではないかと思います。

その意味では、資源を効率的に配分する、これ

はメッセークの一番最初に書かれていますけれども、構造改革の根底にある一つの経済思想という

のは、生産性の低い部門から生産性の高い部門に人、金という資源を移動させることであつて、か

つそれぞれの部門の潜在力をインセンティブを上げることによって高めていくことであると。

その意味では私は、ここに書かれてゐる理念とい

うのは、割とシンプルにメッセークとしてお伝え

することができるのでないかなというふうには考えております。

○峰崎直樹君 そのあたり、恐らくこれは具体論

が出てこないと、資源配分でより有効なところへ改革するという、今度、創造的破壊といつた表現をよく使われておりますけれども、私は、それはそ

ういう改革をしなきやいけない時期に来ているんだと思います。しかし、例えば医療に対する需要

の側から見ると、これはある意味で消費者が、患者

者が自分の一つの最適な行動として、選択行動と考えております。

○峰崎直樹君 そのあたり、恐らくこれは具体論

が出てこないと、資源配分でより有効なところへ改

革するという、今度、創造的破壊といつた表現を改

善するという、ある意味では社会の連帯を阻害してしまふとか破壊し

てしまうとか、そういう問題になつていくとなか

なか大変かなと思ってゐるんです。

そこで、そこはもう打ち切りますが、もう一つ、竹中大臣を初めとして、小泉内閣全体がそうなん

だらうと思うんですが、今まで官でやつて來たもの

は、民間でできるものは民間にやりましよう、それから地方自治体でできるものは分権化してい

きましょうということなんですが、そのときの民

と/orのものと、一方で間違ひなく市場的なも

人、いわゆる営利法人ですね、株式会社といいますか、これももちろん市場とすることの中で大いに動いていく分野だと思います。もう一つ我々が注目しているのは、いわゆるNGO、NPO、この団体の果たしている役割というのが大きいんだろうと思うんですね。

私は、そういう意味で、市場と言っているものが機能する分野というのは、そういういわゆる全体としての官、官というか地方自治体も含めた官があつて、それからいわゆる民間セクターの中のそういう市民の連帯組織といいますか、そういうものと、それから市場というものがうまくコントロールされる形じゃないかなと。NPOというのは日本においては発達が非常に弱いのかもしれないが、そういうたことに対する支援というか、あるいはそれを大きく評価をしていくというか、そういう努力というものがもう一方で何か要るのではないかという、これを読んだときの印象だつたわけですが、NPOセクターといいますか、そういうものに対するはどのようにならんではないかという、これは議論されおるんでしようか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私たちが議論したいしてきただことは、私たちとちょっと語弊があるかもしれませんので、あえて民間の議員と私が議論してきたことは、まさに今議員が御指摘のようなことなのであります。

こういう議論、資源の効率配分とか市場メカニズムの活用とかという議論をしていくと必ず一つの誤解が出てくるのでありますけれども、ちょっと済みません、これは経済財政諮問会議で議論しましたわけではありませんが、公私といふ言葉ですね、日本語の公私という言葉と官民といふ言葉をやはり厳密に区別しようではないかということなんです。

公私というのは、資源配分のルールに関するものだと思います。私的な財は市場で配分すべきで

す。しかし、市場だけでは配分できない公的な財というものは間違いくこの世の中にあるわけで、これは例え、ハンドイキャップを負った方々に対する財の配分、給与というのは、これは私的な市場メカニズムだけではダメだというのはみんなわかっているわけですね。公と私というのは、だから市場における資源配分のルールの問題だと思います。

それに対して、官民というのは、だれがやるかという主体の問題なんです。官というのは政府で、民というのは政府じゃない人ですね。重要なのは、日本は公的な財をことごとく今まで官、政府が独占してきたというところに一つの問題があります。そういうふうに認識するわけです。だから、例えば環境の運動なんてそうで、公的な財だけでも、それを政府じゃない民間非営利がやつていいじゃないかという考え方、私たちはこの中にはかなり色濃く書かせていただいているつもりです。

そういうもののに対する、最終的に書き方をどうしたかは今すぐ出てきませんけれども、サポートの問題ですね、NPO、NGOに対するサポートの問題、その仕組みづくりの問題というのは、実は、公的なサービスをこの社会に確保しながら、しかし政府をスリム化して効率化していくという上で大変重要なふうな認識を持つておりますので、その点は多分、今、議員の御質問と非常に問題意識をシェアしているというふうに申し上げてよいかと思います。

○峰崎直樹君 まだ抽象的なところでしか議論していないませんので、具体的なところで出てくるとまことに地方財政のところもぜひ議論したいと思っておりますので、折々また竹中大臣のところには関係するところが出てくると思いますので、触れていただきたいと思います。

先ほどの星野議員の質問と絡んでまいるんです

が、この経済財政諮問会議の骨太の方針の中で恐らく最もアメリカ側が注目するというのは、もしこれを決定した場合に、不良債権問題だらうとうふうに思うわけであります。そういう意味で、この不良債権問題について、これは衆議院や参議院も、私ども財政金融委員会を中心にして議論をずっと聞いて、本当に日本の金融機関は大丈夫なのかなと。

大丈夫なのかというのは、今までのルールあるいは査定が甘いんじゃないとかそういう議論は、これはもう私、繰り返しません。恐らくいろいろ努力をされているし、またそれなりに頑張っているという反論は出てくるだらうと思うんですが、それよりも一番心配なのは、銀行業あるいは金融業が構造不況業種というふうに言われ始めているんじやないかと。つまり、不良債権が次から次に出てくる。これは物価の下落や地価の下落もちろんあるんだろうと思いますが、それだけに早くオフバランスしたいという気持ちもわかるんですけれども、しかしいずれにせよ、金融業が自分の業務純益でどんどん不良債権に対する引き当てができるなくなってきたんじやないかなと。

その意味で、先ほど日銀総裁にも聞きましたけれども、この低金利状態はなかなかそう簡単に終わらないという見通しがある中で、本当にこの銀行業と言われているものの構造をどう変えていくのか。この不良債権問題についてのこの御指摘というのはやはりちょっと弱いのではないかという感じがするわけでございまして、その点は柳澤金融担当大臣としては、ここに書いてある表現ぶりぐらいで大丈夫なのかという私どもの疑問に對して、いや、これで大丈夫だというもちろんお考えなんじやうけれども、そういうふうに今もお見えになっているかどうか、お聞きしたいと思うのであります。

特に地方財政のところもぜひ議論したいと思っておりますので、折々また竹中大臣のところには関係するところが出てくると思いますので、触れていただきたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融業が構造不況産業になつてゐるんではないかということでございますけれども、従来型の金融業であれば、先生が今まで申し上げたとおりのことをやつておられる程度当たつていると存じます。私自身もそういうことをたびたび当委員会を初め関係の委員会で申し上げているところでございまして、これは要するに、今までのようになります。私はリスクを全部背負い込んでしまう、多額の資産を持つてそれをすべて、そこに包蔵されるリスクを背負い込んでしまうというようなことについては、なかなかこの体制を持ちこえることはできない、これはかねて私も言わせていただいている点です。

おるわけでありまして、そういうようなことで、リスクに対する敏感さというものはこれからいかが上にも高まってこざるを得ない。そうした中で銀行業をいかに展開していくか、これが銀行業の課題でありまして、その他、フィービジネスの拡大とかというようなことは現に大手銀行ではかなりの伸びを示しているというような報道も、先生もうお目通ししていただいているかと思うんですが、そこまで話を広げないまでも、リスクという一点についてだけ申し上げても、従来のバンキングビジネスと、今後具体的の銀行が志向すべきものについては大きな問題が横たわっているということは先生御指摘のとおりだということで申し上げさせていただきました。

○峰崎直樹君 今の発言を聞いていて、後でまた

ちょっと申し上げたいと思うんですが、銀行が抱えている国債、地方債、そういうものに対するリスクも当然これからはリスクテーキングしていくかなきやかなきぬという時期です。ですから、いずれにせよ、そのリスクをどう分散していくか、あるいはそれをどう見てリターンを図っていくのか、それが恐らく重要な点だと思います。

○峰崎直樹君 その際にちょっと一点気になるのが、財政投融資機関が、非常に補助金をいただいて、そ

して低利で抑えられているがゆえになかなかリスクをきちんととれないという、この問題はやはり早く解決をしないと、これは決して銀行の肩を持つつもりはないんですが、正常なりターンが実現できないないという、その構造に早く手をつけないと、この不良債権問題の本当の根っここのところの一つは私はやっぱり解決しないんじゃないかなというふうに思えてならないんです。これは答弁をいただきませんので、その点を指摘したいと思うんです。

さて、具体的に、この不良債権処理の方法とい

うのは三つぐらいあると、こういうふうに言われていますね。法的処理、それからいわゆる債権を

売買する、それからもう一つは私的整理というあれでございますが、その私的整理というか債権放棄、もつと言えば借金の棒引きというふうに言つた方が庶民にはわかりやすいんだろうと思うんで

すが、なかなか私的整理の基準づくりというのが、たしか私が初めて聞いたころは、この一月ごろに三省庁集まってその基準をつくるんだとかと

いう話から、いや、今度は業界で、民間でやるん

だということだったんですね。

○國務大臣(柳澤伯夫君) このいわゆる私的整理に関する作業状況という

のは、これはどんなあんばいになつておるんですか。ちょっと最新の状況を教えていただけます

か。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 先生が今御指摘になら

れたように、私的整理につきましては、最初私は、

实体经济あるいは現実の産業の側にもこれは相当

考えてもらわなきやならない点があると、こうい

うように思いまして、特に構造不況業種と言われ

ているような業種を所管する役所に働きかけをいたしました。これはこれで機能をいたしておりま

す。

○峰崎直樹君 今回の私的整理について、INSOLというよ

うなものを一つの見本とさせていただいて話を進

めているときにも、この二省庁というのとそれを

合うんでしようか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これはどこまでも民間

主導でござりますので、私がこの立場でこういう

うけれども、この秋の中間決算ぐらいまでに間に

合うんでしようか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これはおつしやられたことを考

えては、今先生がおつしやられたことを考

開けるかということによりますので、そのころをめどに経済財政諮問会議としては最終の最終を固めたいというふうに思つております。

○峰崎直樹君 本来なら、その決定をされた後、これは予算委員会等で集中的に議論するべき課題じやないかな。すぐ恐らく参議院選挙に入つてまいりますから、参議院選挙のある意味では選挙公約の闘いになるのかななんと思つたりもするわけですが、ちょっとそれは別の議論でござりますが。

また引き続きちょっと細かい点を確認のためにお聞きしたいんですが、財務大臣は、公共事業の対GNP比率は欧米先進国は大体1%か2%だと。中期的には、やや十年くらいはそういうことを目指したいと。これも発言なさつておりますけれども、これも確認してよろしいんでしょうかね。

○国務大臣(塩川正十郎君) これは私どもがはつきりと申しております。したがいまして、これはぜひ書いてもらいたいと思っております。十年後ということをめどに順次それに近づけていくといふことでございまして、欧米並みといいますのは、大体二、三%と、こう認識していただいて結構だと思っております。

○峰崎直樹君 十年で二、三%。大変なものですね、これは半分以下になるわけですね。今六%といいますが、高いときは七八%あつたようにお聞きしますが、いずれにせよ、三分の一ぐらいい下げるということですね。これは私、实际上、地方においての公共事業というのは雇用問題になつていたような気がするんですね。もっとと言えば福祉政策に近いのかなと思つていただけですが、そういうものがあるだらうと思います。さて、もう一つ公共事業関連で。このいわゆる骨太方針の中には、公共事業関連でいいますと、赤字国債、建設国債の区分がございます。長い間これは議論されてまいりました。公共、非公共の区分は何か取つ払いたいということを書いてあり

ました。

ということは、公共、非公共というものの概念を変えるのか。それとも、発行する国債の性格を、いわゆる四条国債とか建設国債、そして特例国債を分けていた、その分け方も変えるんだということは記載をされていないんですか、そのあたりは、財務大臣、どのようにお考えになりますか。

○副大臣(若林正俊君) 御指摘のよう、公共事業、非公共事業、その区分を廃止する、そういう問題と、赤字国債、建設国債の区分を廃止する、どういうかわりの中で、そしてそれを今度の骨太計画の中で表示していくのか、こういうことでありますかと理解をしておりますが、かねて峰崎委員がお話しになつております、ここまで特例公債が大きくなつてくると、建設公債として縛つておられますその意味合いもなくなつてきてるので、やはり借金は借金だという意味で、こういう区分というのを見直したらどうなんだという御指摘もあつたわけでございます。

その際にも申し上げておりますけれども、この建設公債と特例公債の区分をなくすというのは、やっぱりこれは一つの理念でございますので、どうしても安易な公債発行につながりかねないというふうなことから、これは慎重でなければならぬ。あくまで財政法に規定する原則は公債発行を抑制していくことでありますから、これは現在も妥当なものという考え方であります、今まで建設公債の中でも、そういう意味での仕分けということは、現状でつかり区分を明確にしておくという考え方でございました。

ただ、公共、非公共の区分のあり方をめぐる議論というのは、これは御承知のように予算配分の問題でございまして、そのことが建設公債と特例公債の区分といった公債制度の問題に結びつく問題ではないと、こう理解をしております。

○峰崎直樹君 公共、非公共はこれからも分けませんよ。しかし、公共にいわゆる国債がつくんでしょう、建設国債が。非公共で出そうとしたらこれは赤字国債だというふうになつてきたんでし

よう、今まで。そしたら、片側だけやつてこつちはやりませんといふのは、これははじつとが合はないじゃないですか。もう一回どうぞ。

○副大臣(若林正俊君) 公共事業につきましては、御承知のように、財政法上、建設公債の発行対象というようなことになってます。

ただ、例えば学校の施設でありますとか、施設系のものにつきましては建設公債の対象にはなりませんが、ただし公共事業ではないと。そういう予算配分上の仕分けとして予算上手当てをしておりますから、別に公共事業の対象にしたから予算がとりやすいというようなことではないですけれども、今まで建設公債の対象にはなり得ても公共事業でないといったような分野もござりますから、公共事業全体の執行として、そういう施設系のものについて公共事業の対象にしていく、建設公債の対象にもなつているものを公共事業の対象にする、こういうことでございます。

○峰崎直樹君 そこを直さないとこれは変わらないんじゃないですか。財務大臣、どうですか。そこを直さないと、公共、非公共の区分はあるわ、赤字はなくするけれども赤字国債とか建設国債は残しますというのでは、これは何のことやらさっぱりわかりません。どうですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 建設国債とそれから特例公債と、大まかに言いまして、物で残つていつてそれが将来国民の共通財産として、しかも償却し得るもの、これがやっぱり建設国債の概念に入つてくる。ですから、道路とか河川とかいうような公共事業と、そのほかに、先ほど副大臣が言つておりました施設も入つてまいりまして、そういうものを入れて建設国債と言つております。それで六十年間なんですか、六十年間本当にもつんですか。

こういうものを含めて、率直に申し上げて、この赤字国債、建設国債の論議というのは僕は破綻しているんだと思うんですよ。だから、公共、非公共を変えようというのはすばらしいあれだなと。それに応じて財政の支出も変えないと、建設国債対象のところの省庁と、そうでない省庁が過去どんなひどい目に遭つているかという格差の実態なんかもいろいろ聞くと、これはやはりもうそろそろその発想を変えてやつていかないと。歯止めはどうするんだというのは別途考えればいいじやないです。もう全然これは有効性を失つていますよ。

これは竹中大臣と財務大臣にぜひ意見を聞かせてください。

○國務大臣(竹中平蔵君) 御指摘の点に関して

ば福祉関係の公債はどうするんだというようなことも起こつてしまいましょうし、いたしますので、これは検討課題として勉強すべき問題だと思います。

○峰崎直樹君 この骨太方針の中に社会資本といふ言葉が出てくるんですよ。その社会資本は、「市場メカニズムが円滑に機能するように市場の失敗」を是正し、社会の安定を実現するために必要な「資本」である。具体的には、大気、水、云々から、「道路、交通、水道など社会的インフラストラクチャー、司法、教育など制度資本から成る。」と。

さらに、これは竹中大臣にお聞きした方がいいのかもしれません、要するに、今はもうソフト化時代というか、知識社会時代と言われているわけですね。そのときに、九三年の国民所得統計のいわゆる新SNAの中には、そういう知的財産まで含めて、こういうものがいわゆる固定資産として入つてきているんです、もう既に。なのに、五十年前の財政法をつくったときの昭和二十年代前半の日本経済の現状を踏まえて、この赤字国債、建設国債というのは、これは将来残るからと言うけれども、六十年間で払うというのは、何で六十年間なんですか、六十年間本当にもつんですか。

は、メンバーの中でも結構議論がありました。クロ経済的なマネジメントを考えると、建設国債でも赤字国債でも基本的には同じだと。それをハルバードで学んだときに、何が問題かということの意味がどれだけあるのかという議論は以前からあります。

たた、恐らく財政を編成する予算を編成する立場から見ると、さまざまなプレッシャーがある中で一つの歯どめとしてそういうことを区別するという議論があつたのだと思います。結局、討論としてここに書かれている考え方は次のように考え方だと私は理解しています。

それは、まず社会インフラそのものをやつはれて、トータルで管理しよう。その中には、ここにも書かれていますけれども、ハードのものだけではなくてソフトのものも考えて、まさにインフラストラクチャーとして議論していくましょう。だらら、公共、非公共というようなものも含めて、どちらにはこの範囲も含めて柔軟にやっぱり考えていくという一つの考え方のはつきりと書かれていて、と思います。

じゃ、トーナルで残った。今度はファイナンスの部分の区別をどうするかということですが、やはり、議員がおっしゃるような区別をなくせといふ考え方は議員の中にもありました。ただ、考えると、トータルとして三十兆に抑えるといううえにもう決めているんですね。トーナルでキップをはめいたら、その中でどのような区別、アロウとかいうのは実態的に議論をする意味がなくなつてくるわけで、その意味では、トータルとしての議論がある以上、余り掘り下げても、議論としての理論的なコンシンステンシーを追求するという意味での議論は残るかもしれないけれども、予算編成上、実は議論しなくてもいいんじゃないかという結論に私はなつたのだというふうに理解しています。

○國務大臣（塙川正十郎君） 私 先ほど申しま
たように、建設国債というのはわかつていただ
ましたですね。大体概念は、もう一度読みますと
公共財産として将来の国民すべてが平等に利用を

るもの、それ以外のものは特例と言つておりますが、しかし私は、最近の社会経済の伸展に伴つて例えば、特例公債で賄つておるような中の一つとして研究の実験施設とかござりますね。一部の施

設は建設国債で賄うが、それ以外は一般財源で賄つて、こうやつて、あります。ああ、うのは、

は、例え研究債というような公債とか、あるいは

は病院なんかでも、私はそういうような施設に出してもいいと思うんです。しかし、これはやつぱ

り財務省だけで勝手にそう言うわけにいきません
へ、国会でどうせ承認してもうつなげればつなぐ

し、国会でどうぞお詫びしてもらわなければいけないが、いんですか、そういうものを先ほど言つていま

すように検討して、一応成案を得れば皆さん方に相談申し上げる、こう言つておるんですから、ど

うぞ御理解していただきたい。

建物はあるけれども中にコンピューターとかそう

いうものはないとか、貧弱だとか、そういう箱物だけがやたら肥大化していくわけですと

ね。病院だつてそうですよ。中の機器よりも施設だけが大きくなつてゐるんですよ。そういう弊害

がうちここで起きてはいるわけですから、この建設工事、云々

国債、赤字国債という概念を、竹中さん本当に表現が上手だからあれですけれども、しかし、今今

体下げているんだからその差は余り意味がない上
とふよりも、やつぱりそれは、建設国債は後こ

残るからよくて、しかし大蔵省の頭の中には、未だ語呂似合ひ後で、

字国債はこれは残らないから悪なんだという、そういう善惡觀というのは私はあると思うんです

よ。そこはやっぱり考え方を早くなくしていく必要があるんじやないかなと、うふうて思えてない

聖なる人しかいたといふに思ひてなりません。

そこで、三十兆で枠を抑えたという話ですか
ら、その三十兆のところをもう一回おさらいをし

てみたいと思うんですね。

それで、三十兆に抑えた後、抑えるのも大変なう

ですから、まず最初に、三十兆に抑える範囲なんですが、それと、ことしの補正予算もそうなりますけれども、

平成十三年六月十四日

第五部 財政金融委員會會議錄第十四号

平成十三年六月十四日

たように、一般会計だけでございまして、最初の当初予算だけであつて、補正予算というものはこの中に含まれておりますなんという抜け道はないんだろうと思うんですが、そのあたりはどうな込んでしようかね。これは財務大臣にお聞きした方がいいんでしようかね。

○國務大臣(塙川正十郎君) 平成十三年度は国債の中に少し枠がございましたので、その枠を使つて補正予算ということを言つてゐる人もございまさうが、私たちはそのことは考えておりません、今この段階で。しかし、天変地変、異常な事態が起つて補正予算は考えておらぬようなことがございましたら、それはやつぱり国民生活の安定のために財政を実際してやらなきやならぬときもあるかもわかりませんけれども、現在の状況においては補正予算は考えておらぬ。よほど景気が悪くなり、天変地変がある、そういう異常な事態があると認識しましたときに、またこれは補正のことを考え、国会にも御申請し上げたいと思っております。

○峰崎直樹君 竹中大臣、ちまたではこの構造改革をめぐつて、特に一番最新のQEがマイナス成長だつたと、二期連続マイナスだと。このデータも当てにならぬのですけれどもね。もう二、三年たつてみたらプラスだったなんどんでもない議論になるから当てにならない感じがするんですねが、それにしても、非常によくないぞということです、ここで構造改革をやつたら大変だという、またそろ、痛みを感じ始めたモルヒネが欲しくなるといいますか、そういう動きが出始めるとしたことで、今は絶対大丈夫だ、ことしはもうそういうふう、今、天変地変というのは、きっと私は金融恐慌とかそういうたぐいのものだらうと思うんですが、そういう意味で補正予算とかそういうたぐいのものは今のところ全く考えていない、マクロの経済を見ておられる担当大臣としてその理解でよろしくございますか。

さに対しても、細心の注意を払つてこれを見ていました。ただ同時に、かといつて、じやすく、さつきモルヒネという言葉を使いになりましたけれども、そういうことをやつていたらその先の痛みはますます大きくなるんだというのに、この構造改革が必要だということのメッセージだと思います。そういうメッセージのもとに、実はこの中にもやはり、ここ二ないし三年の集中調整期間は低い成長率を甘受しましよう、甘受という言葉を入れております。しかし同時に、天変地異が起つた場合かどうかはともかくとして、必要に応じて柔軟かつ大胆にという表現の、一種のクライシスのマネジメントに対する備えもしていると。それが私たちのやはり基本的な姿勢だと思います。厳しいということを認識しながら、やっぱりこの姿勢は貫かなければいけないというふうに思っています。

○峰崎直樹君 そこで、もう一回その三十兆のこところに戻りたいんですが、今お聞きしていると、ことしの補正予算は原則考えていない、来年ももちろんこれは入らない。そうすると、来年度予算を編成されるときに、先ほど申し上げたように、特別会計どうするのか。ここが借金をすることも可能なんです。財政投融資というところからそのお金を引つ張つてくることもできるんだ。それから、地方財政計画の中で、地方債の発行がある意味ではそこはしり抜けになりはしないか、こういったことについて、財務大臣、これは国の財政全体、地方財政は自治省かもしませんが、自治省についてはまた後でお聞きしますが、そういうことは考えておられませんよね。そこからしり抜けになるということはないでしょうね。

○國務大臣(塙川正十郎君) いろいろな想定はされるのでござりますけれども、私たちは一応国の財政といふものは三兆兆以内におさめるようになりますところの、各分野におきます行政経費をこの際見直していくかなきやならぬだろう。見直す

ていつたら、相当の額が私は予算上節約できるものが出てくると信じております。したがいまして、現在のままの行政単価でずっと、そして行政の責任というのも十分果たしていくために、現在の延長線で考えていくと、三十三兆円発行しなければ、国債を発行しなければ賄えないといいますけれども、私は行政水準をそんなに落とすんじゃなくて、節約をうんとすることによってある程度カバーできると思います。また一部については犠牲も忍んでもらわなきやならぬだろうと、こう思っております。

その犠牲の一つとして、国の方では大体二兆円ぐらいと思つておるんですけど、これは腰だめのことでござりますから、何もこれは決定したものではございませんが、そして地方の方も若干は節約してもらわにやいかねど、こういうことを言つておつて、三十兆円の枠内にはおさめたい、こう思つております。

○峰崎直樹君 来年の地方財政計画をつくるときに、これは財務省としては当然、自治省との間でそのあり方については協議をして、そして今の考え方を財務省としては自治省に対しても申し入れる、こういう理解でいいですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) もちろん、財務省と総務省と協議いたして決めるということは間違いございません。

○峰崎直樹君 そうすると、今度は地方の方に移りたいと思うんですが、三兆三千億、今の中期経済見通しでは出てくる。そうすると、一兆を大体地方で我慢してくださいと、こういう話ですよね。

そうすると、この一兆円は、ずっとこの間、議論を聞いていると、地方交付税で削減するというようなことをおつしやっているんですが、それは地方交付税で一兆円削減してくださいといふことなんですか。それとも、補助金も含めて、補助金を幾らやりませんよ、幾らカットしてください、そして交付税は幾らカットしてください、こういふことなんですか、大ざっぱに言えば。財務大臣

の真意はどうちらに。

○國務大臣(塩川正十郎君) まだ確かに一兆円と限定したものではございませんが、私は答弁の方ではほぼ一兆円ということを、ほぼと言つておりますので、一兆円を一銭でも二銭でも切つたらだめなんだ、こう言われたら私は困りますけれども、一応そのためだということで御理解していただきたいと思つております。

私は、そのときの答弁でも見ていただいたらわかると思うんですけども、何も交付税については言つておりません。交付税ばかりでそれをやるとは言つております。地方財政計画の中で、地方財政全体の中でも一兆円ほど節約してもらいたいということを言つております。もちろんその中に交付税が入ることは当然でございますから、そういう意味において、何も交付税だけで一兆円ということは私は言つておりません。

○峰崎直樹君 総務省からお見えになつていると思うんですが、そういう理解をされていますか。

○副大臣(遠藤和良君) 一部報道等によりまして、交付税を一律に例えれば一兆円削減するというふうな乱暴な報道があつたものですから、私は、五月三十一日の経済財政諮問会議にも参りました。こういうことはまことに暴論であつて、地方交付税制度そのものがよくわかっていない人が言つている話だ、皆さんはそんな認識をしていないと思いますけれども私が言いましたら、総理も財務大臣も全く同感だとおつしやつております。たおつしやるとおり、地方交付税というものは基準財政需要額に足らない収入のところが多いわけでございまして、それをどのようにするかといふことで結果的に地方交付税というものが決まります。

そうなると、最初に地方交付税を削減するところがございまして、それがある程度必要なことは、やっぱり行政経費の単価が高くなるわけですね。したがいまして、これはある程度必要なこととございまして、極端に、来年度から縮小するとか廃止するとか、そんなことは絶対できないものだと理解をしておるわけでございます。

○峰崎直樹君 何か文言が出ているのですか

○副大臣(遠藤和良君) 事業費補正をどうするかという問題は、全廃するということは考えておらないわけでございまして、それをどのように整理して合理的なものにしていくかということを考えていきたいと思っておるわけです。

○峰崎直樹君 モラルハザードを起こしているんだつたらそれはもうやめようということになるのかし、事業費補正是やらないということですね。

力ができるような形の計画をつくつていきたいと思つておる次第でございます。

○峰崎直樹君 その問題は非常に大問題だと思ふんですね。

交付税というのは、性格的にはこれは一般財源ですね。依存財源はあるけれども一般財源だと思います。だけれども、いわゆる補助金を削減するということになると、これは国庫支出金ですから、特定のもう決められたものでございます。

そうすると、論議が非常に紛糾しているなと思うのは、一兆円交付税が減らされる、大変だと思います。意識が地方自治体に広がつてゐると思うんですね。大臣あるいは総務大臣も、メツセージとしてそうじゃないということは今おつしやつたわけですね。そこで、経済財政諮問会議のこの骨太方針の中に、段階補正と、それからもう一つ事業費補正、これについては総務省も合意されたんですね。この中に記載されていますけれども。

○副大臣(遠藤和良君) 経済財政諮問会議の話をいたしますと、そのときに段階補正の話が市町村合併の項目の中で入つておつたのですから、これはおかしいと。市町村合併というのは自主的に行うというのが政府の方針でございまして、それを着々と進めているわけですが、この段階補正を縮小することによって、むちを当てて市町村合併を進めるというふうに誤解される心配がありますから、これは削除してほしいと、こういうことを申し入れました。

このときには、後できちつと交付税措置をすると

いうことが、やっぱりモラルハザードを起こしてゐるのではないかという指摘がございまして、これはそういう部分もございます。実際に行つた地方単独事業が、どこの市町村にも同じような箱物の施設ができたたり、これはむだな投資ではなくたのかという反省もございますので、その点については今後検討して適正なものにしていきたい、こう思つております。

○峰崎直樹君 ということは、これから地方自治体が起債をしたら、その後は、国はそれを交付税では措置をいたしませんよということになるわけですね。非常に重要な点だろうと思いますが、確認だけですから。

○副大臣(遠藤和良君) 事業費補正をどうするかという問題は、全廃するということは考えておらないわけでございまして、それをどのように整理して合理的なものにしていくかということを考えていきたいと思っておるわけです。

○峰崎直樹君 モラルハザードを起こしているんだつたらそれはもうやめようということになるのかし、事業費補正是やらないということですね。

事業費補正というのは、私ちょっと正確でないかもしれませんのが、十六ページに、この骨太方針にはこう書いてあるんですよ。「特定の事業について、地方債の発行を許可してその償還費を後年度に交付税措置する仕組み等は、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的に行つていくこうという意欲を損なつて面がある。」と、だからそこはもう変えますと、こう言つておるわけです。これはどうやら総務大臣も、モラルハザードを起こしておられる部分だということだから、ここは変わることですね。これはよろしいですね。

○副大臣(遠藤和良君) 特に、事業費補正の中で地方単独事業の部分につきましては、累次の景気対策を行つ際に、地方債を発行していただいて、それを事業費補正をして後年度に交付税措置をするということでおつしやつた、こういうことがござります。

○峰崎直樹君 事業費補正をすると

いうことが、やっぱりモラルハザードを起こしてゐるのではないかという指摘がございまして、これはそういう部分もございます。実際に行つた地方単独事業が、どこの市町村にも同じような箱物の施設ができたたり、これはむだな投資ではなくたのかという反省もございますので、その点については今後検討して適正なものにしていきたい、こう思つております。

○峰崎直樹君 ということは、これから地方自治

体が起債をしたら、その後は、国はそれを交付税では措置をいたしませんよということになるわけですね。非常に重要な点だろうと思いますが、確認だけですから。

○副大臣(遠藤和良君) 事業費補正をどうするかという問題は、全廃するということは考えておらないわけでございまして、それをどのように整理して合理的なものにしていくかということを考えていきたいと思っておるわけです。

○峰崎直樹君 モラルハザードを起こしているんだつたらそれはもうやめようということになるのかし、事業費補正是やらないということですね。

に、今聞いていると、何となくまだざるざるいくような感じがしてならないので、そこは早く定まつた方針を出していただきたいし、これは恐らくこれから調整に入るんだろうと思いますが、さてそうなると、交付税が減つてくるということになれば一般財源が減つてくるんですね。そうすると、その一般財源が減るのならば、それに対して、税源を地方自治体によこしてくれ、それなら結構だと、いわゆる税源移譲論が出てくると思うんですが、この点は、総務省の副大臣と財務大臣、どう考えておられますか。

○副大臣(遠藤和良君) 私は、税源移譲が先にあって、結果として地方交付税の削減が考えられる

ことではないのかと思うんです。

一昨年七月に成立した地方分権一括法の御審議のときにも、「地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と、そういう附則がつけられていますし、こ

ちらの参議院の審議のときには、「地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方にについて抜本的な検討を行うこと」という附帯決議をいた

だいでいるわけでございまして、これは大変重要な問題である、こう思っております。

○副大臣(若林正俊君) 税源を移譲すべきという主張につきましては、税源移譲ということであ

れば、地方税をその意味で増税する、国税はそれに見合つて減税すると、こういう関係になるわけでござりますけれども、今、御承知のように、厳し

い財政事情のもとで財政改革を進めていく必要に迫られておりますから、移譲ということが国税の減税を意味するというのであるならば、これは適

当な表現ではない、こう考えておりまして、國、地方を通ずる税源のこの問題につきましては、

国、地方の役割分担のあり方、地方、國を通じて行財政制度全体のあり方を当然幅広く検討いたしまでの、そういう中で、財政状況や税制のあり方も踏まえて、財政構造の論議と一体として検討

をしていくと、どうぞお聞きください。私は、そこまでいよいよ、我々は考えるべき問題です。そこで、やっぽり僕、拙速な議論というのはやつちやいけないなと思うのは、地方自治体は今何をやらなければいけない時代になっているのか、地方自治体はなぜ赤字がふえてきているのか、分権化と言われているのは何なのかという、そういう議論がないまま、今恐らく総務省は、当然これは分権の時代なんだから、なくなる以上は税源をよこせと、片方は、いやいや、もう国の方が減税になるのは困りますと言つているんです。

私は、そこどころは、いわゆる交付税が減つていくのであれば、これは一般財源ですから、こ

れは国税五税の一割合が移るわけです。国税五税の一一定割合が移るのです。国税五

から、地方自治体がやるべきところについてはも

つと、私自身は、所得税の最低税率をとにかく地方に移した方がいい、しかもフラット税率にした

方がいいと思つてゐるあれですが、そういう意味で、そのあたりをちゃんと議論を出して方向性を出さないと、これは地方自治体の皆さん方から

すると、減らせ減らせと言われるけれども、減ら

した後に税源は来ない、といふのは全然話になりませんわ。これは日経新聞に、アンケートに載つていますよね。塩川大臣、これは大臣答えてください、どういうふうに考えておられるか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 嶋崎さんがそこまでおっしゃるならば、私も地方財政の根本に触れたことがあります。

それは何かと言つたら、地方自治体にこれだけまばらがあつて、格差があつて、例えば東京都は

人口一千万、島根県は六十万、鳥取県は四十何

に、今聞いていると、何となくまだざるざるいくような感じがしてならないので、そこは早く定まつた方針を出していただきたいし、これは恐らくこれから調整に入るんだろうと思いますが、さて

そうなると、交付税が減つてくるということになれば一般財源が減つてくるんですね。そうする

と、その一般財源が減るのならば、それに対して、

税源を地方自治体によこしてくれ、それなら結構

だと、いわゆる税源移譲論が出てくると思うんで

すが、この点は、総務省の副大臣と財務大臣、ど

う考えておられますか。

○峰崎直樹君 若林副大臣、それは自分の言葉で語つてくださいよ。後ろの政府参考人の方々が目

を凝らして多分見てるんだろうと思いますが。

そこで、やっぽり僕、拙速な議論というのはや

つちやいけないなと思うのは、地方自治体は今何

をやらなければいけない時代になっているのか、地

方自治体はなぜ赤字がふえてきているのか、分権化と言われているのは何なのかという、そういう議論がないまま、今恐らく総務省は、当然これは

分権の時代なんだから、なくなる以上は税源をよ

こせと、片方は、いやいや、もう国の方が減税に

なるのは困りますと言つているんです。

私は、そこどころは、いわゆる交付税が減つ

ていくのであれば、これは一般財源ですから、こ

れは国税五税の一割合が移るわけです。国税五

から、地方自治体がやるべきところについてはも

つと、私自身は、所得税の最低税率をとにかく

地方に移した方がいい、しかもフラット税率にした

方がいいと思つてゐるあれですが、そういう意味で、そのあたりをちゃんと議論を出して方向性を出さないと、これは地方自治体の皆さん方から

すると、減らせ減らせと言われるけれども、減ら

した後に税源は来ない、といふのは全然話になりませんわ。これは日経新聞に、アンケートに載つていますよね。塩川大臣、これは大臣答えてください、どういうふうに考えておられるか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 嶋崎さんがそこまで

おっしゃるならば、私も地方財政の根本に

触れたことがあります。

それは何かと言つたら、地方自治体にこれだけ

まばらがあつて、格差があつて、例え

ば、東京都は

人口一千万、島根県は六十万、鳥取県は四十

何

に、今聞いていると、何となくまだざるざるいく

ような感じがしてならないので、そこは早く定まつた方針を出していただきたいし、これは恐らくこれから調整に入るんだろうと思いますが、さて

そうなると、交付税が減つてくるということになれば一般財源が減つてくるんですね。そうする

と、その一般財源が減るのならば、それに対して、

税源を地方自治体によこしてくれ、それなら結構

だと、いわゆる税源移譲論が出てくると思うんで

すが、この点は、総務省の副大臣と財務大臣、ど

う考えておられますか。

○峰崎直樹君 若林副大臣、それは自分の言葉で語つてくださいよ。後ろの政府参考人の方々が目

を凝らして多分見てるんだろうと思いますが。

そこで、やっぽり僕、拙速な議論というのはや

つちやいけないなと思うのは、地方自治体は今何

をやらなければいけない時代になっているのか、地

方自治体はなぜ赤字がふえてきているのか、分権化と言われているのは何なのかという、そういう議論がないまま、今恐らく総務省は、当然これは

分権の時代なんだから、なくなる以上は税源をよ

こせと、片方は、いやいや、もう国の方が減税に

なるのは困りますと言つているんです。

私は、そこどころは、いわゆる交付税が減つ

ていくのであれば、これは一般財源ですから、こ

れは国税五税の一割合が移るわけです。国税五

から、地方自治体がやるべきところについてはも

つと、私自身は、所得税の最低税率をとにかく

地方に移した方がいい、しかもフラット税率にした

方がいいと思つてゐるあれですが、そういう意味で、そのあたりをちゃんと議論を出して方向性を出さないと、これは地方自治体の皆さん方から

すると、減らせ減らせと言われるけれども、減ら

した後に税源は来ない、といふのは全然話になりませんわ。これは日経新聞に、アンケートに載つていますよね。塩川大臣、これは大臣答えてください、どういうふうに考えておられるか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 嶋崎さんがそこまで

おっしゃるならば、私も地方財政の根本に

触れたことがあります。

それは何かと言つたら、地方自治体にこれだけ

まばらがあつて、格差があつて、例え

ば、東京都は

人口一千万、島根県は六十万、鳥取県は四十

何

に、今聞いていると、何となくまだざるざるいく

ような感じがしてならないので、そこは早く定まつた方針を出していただきたいし、これは恐らくこれから調整に入るんだろうと思いますが、さて

そうなると、交付税が減つてくるということになれば一般財源が減つてくるんですね。そうする

と、その一般財源が減るのならば、それに対して、

税源を地方自治体によこしてくれ、それなら結構

だと、いわゆる税源移譲論が出てくると思うんで

すが、この点は、総務省の副大臣と財務大臣、ど

う考えておられますか。

○峰崎直樹君 若林副大臣、それは自分の言葉で語つてくださいよ。後ろの政府参考人の方々が目

を凝らして多分見てるんだろうと思いますが。

そこで、やっぽり僕、拙速な議論というのはや

つちやいけないなと思うのは、地方自治体は今何

をやらなければいけない時代になっているのか、地

方自治体はなぜ赤字がふえてきているのか、分権化と言われているのは何なのかという、そういう議論がないまま、今恐らく総務省は、当然これは

分権の時代なんだから、なくなる以上は税源をよ

こせと、片方は、いやいや、もう国の方が減税に

なるのは困りますと言つているんです。

私は、そこどころは、いわゆる交付税が減つ

ていくのであれば、これは一般財源ですから、こ

れは国税五税の一割合が移るわけです。国税五

から、地方自治体がやるべきところについてはも

つと、私自身は、所得税の最低税率をとにかく

地方に移した方がいい、しかもフラット税率にした

方がいいと思つてゐるあれですが、そういう意味で、そのあたりをちゃんと議論を出して方向性を出さないと、これは地方自治体の皆さん方から

すると、減らせ減らせと言われるけれども、減ら

した後に税源は来ない、といふのは全然話になりませんわ。これは日経新聞に、アンケートに載つていますよね。塩川大臣、これは大臣答えてください、どういうふうに考えておられるか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 嶋崎さんがそこまで

おっしゃるならば、私も地方財政の根本に

触れたことがあります。

それは何かと言つたら、地方自治体にこれだけ

まばらがあつて、格差があつて、例え

ば、東京都は

人口一千万、島根県は六十万、鳥取県は四十

何

に、今聞いていると、何となくまだざるざるいく

ような感じがしてならないので、そこは早く定まつた方針を出していただきたいし、これは恐らくこれから調整に入るんだろうと思いますが、さて

そうなると、交付税が減つてくるということになれば一般財源が減つてくるんですね。そうする

と、その一般財源が減るのならば、それに対して、

税源を地方自治体によこしてくれ、それなら結構

だと、いわゆる税源移譲論が出てくると思うんで

すが、この点は、総務省の副大臣と財務大臣、ど

う考えておられますか。

○峰崎直樹君 若林副大臣、それは自分の言葉で語つてくださいよ。後ろの政府参考人の方々が目

を凝らして多分見てるんだろうと思いますが。

そこで、やっぽり僕、拙速な議論というのはや

つちやいけないなと思うのは、地方自治体は今何

をやらなければいけない時代になっているのか、地

方自治体はなぜ赤字がふえてきているのか、分権化と言われているのは何なのかという、そういう議論がないまま、今恐らく総務省は、当然これは

分権の時代なんだから、なくなる以上は税源をよ

こせと、片方は、いやいや、もう国の方が減税に

なるのは困りますと言つているんです。

私は、そこどころは、いわゆる交付税が減つ

ていくのであれば、これは一般財源ですから、こ

れは国税五税の一割合が移るわけです。国税五

から、地方自治体がやるべきところについてはも

つと、私自身は、所得税の最低税率をとにかく

地方に移した方がいい、しかもフラット税率にした

方がいいと思つてゐるあれですが、そういう意味で、そのあたりをちゃんと議論を出して方向性を出さないと、これは地方自治体の皆さん方から

すると、減らせ減らせと言われるけれども、減ら

した後に税源は来ない、といふのは全然話になりませんわ。これは日経新聞に、アンケートに載つていますよね。塩川大臣、これは大臣答えてください、どういうふうに考えておられるか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 嶋崎さんがそこまで

おっしゃるならば、私も地方財政の根本に

触れたことがあります。

それは何かと言つたら、地方自治体にこれだけ

まばらがあつて、格差があつて、例え

ば、東京都は

人口一千万、島根県は六十万、鳥取県は四十

何

に、今聞いていると、何となくまだざるざるいく

ような感じがしてならないので、そこは早く定まつた方針を出していただきたいし、これは恐らくこれから調整に入るんだろうと思いますが、さて

そうなると、交付税が減つてくるということになれば一般財源が減つてくるんですね。そうする

と、その一般財源が減るのならば、それに対して、

税源を地方自治体によこしてくれ、それなら結構

だと、いわゆる税源移譲論が出てくると思うんで

すが、この点は、総務省の副大臣と財務大臣、ど

う考えておられますか。

○峰崎直樹君 若林副大臣、それは自分の言葉で語つてくださいよ。後ろの政府参考人の方々が目

を凝らして多分見てるんだろうと思いますが。

そこで、やっぽり僕、拙速な議論というのはや

つちやいけないなと思うのは、地方自治体は今何

をやらなければいけない時代になっているのか、地

方自治体はなぜ赤字がふえてきているのか、分権化と言われているのは何なのかという、そういう議論がないまま、今恐らく総務省は、当然これは

分権の時代なんだから、なくなる以上は税源をよ

こせと、片方は、いやいや、もう国の方が減税に

なるのは困りますと言つているんです。

私は、そこどころは、いわゆる交付税が減つ

ていくのであれば、これは一般財源ですから、こ

れは国税五税の一割合が移るわけです。国税五

から、地方自治体がやるべきところについてはも

つと、私自身は、所得税の最低税率をとにかく

地方に移した方がいい、しかもフラット税率にした

方がいいと思つてゐるあれですが、そういう意味で、そのあたりをちゃんと議論を出して方向性を出さないと、これは地方自治体の皆さん方から

すると、減らせ減らせと言われるけれども、減ら

した後に税源は来ない、といふのは全然話になりませんわ。これは日経新聞に、アンケートに載つていますよね。塩川大臣、これは大臣答えてください、どういうふうに考えておられるか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 嶋崎さんがそこまで

おっしゃるならば、私も地方財政の根本に

触れたことがあります。

それは何かと言つたら、地方自治体にこれだけ

まばらがあつて、格差があつて、例え

ば、東京都は

人口一千万、島根県は六十万、鳥取県は四十

何

に、今聞いていると、何となくまだざるざるいく

ような感じがしてならないので、そこは早く定まつた方針を出していただきたいし、これは恐らくこれから調整に入るんだろうと思いますが、さて

そうなると、交付税が減つてくるということになれば一般財源が減つてくるんですね。そうする

と、その一般財源が減るのならば、それに対して、

税源を地方自治体によこしてくれ、それなら結構

だと、いわゆる税源移譲論が出てくると思うんで

すが、この点は、総務省の副大臣

とは節約してくれたらどうだ。それを何か交付税を全部削るんだと、そういう暴論がマスコミに、マスコミだけを信じぬで、私の言葉を信じてください。マスコミを信じて、それで議論されたら私も大変迷惑やと思うておるんです。

○峰崎直樹君 もちろん私は、こういう国会で、正式な場でのやりとりのことが眞実だと思つてますから、それに応じてやらなきやいかぬ思つています。

そういう意味で、交付税も含めて議論するということになると、これは地方自治体にとって的一般財源になつてくる、依存財源ではあるけれども。そうすると、それはこれからは全部行かないよと。さつきおつしやつたようには、事業費補正もやめるよといふことになつてくるというのは物すごく大きな改革なんですよ。

しかし、そのことは地方自治体にとってみれば、その税源分來ない分は当然税源をくださいと、それならば大丈夫です。ここをニュートラルにしておかないと、私はやはりそのところは、安直に交付税も少し何とかしてくださいよといふ議論というのはそう簡単じやないんだから。

そこで、まだ交付税の中には見直すべきところはあると思うんですよ。例えば、特別交付税を私見えて、財政力指数が一を超えている団体に大半行つているんではないですか。総務省、わかりますか。

○副大臣(遠藤和良君) 特別交付税は、これは災害がありまつたり、その時期時期にいろんな財政需要がありますから、それを総合的に検討して、これは交付税額の六%だつたと思いますけれども、総額の範囲できちんと振り分けているところでございます。

○峰崎直樹君 財政力指数が一を超えている団体で、災害がないのに毎年もらつてあるじゃないですか。具体的にどここの町と言いません。恐らくそれはそれなりの理由があるんだろうと思うんでですが、これは要するに、交付税特会の中で借金を

したものにも○・六かかつていくわけですから、一兆二千億あるわけですね、二十兆の中の。

それから、特別減税をやりました、國も地方も正式な場でのやりとりのことを洗い出して改革をして、そここのところは我慢してくれよといふうに思つた。そうすると、それも景気対策の一環だから全部国が見るということになつてたんだですが、そういうものを含めると、どうも地方自治体に対する過度な見直しが必要であるということをやりました。その減税分をこれまで交付税で見ました。その後、私は國と地方の関係を

が多分に過去あつたんではないかなというふうに思つた。そういう問題を含めて検討していくことが、私は國と地方の関係を見て、そして地方自治体の分権という問題は、これはまた別途税財源の移譲という問題を含めて検討すべきときには、私はやはりそのころは、安直に交付税も少し何とかしてくださいよといふことになつてくるというのは物すごく大きな改革なんですよ。

午前中の質問は半で終わりますけれども、午後また交付税の問題あるいは地方債の問題を含めて議論させていただきたいということを申し上げて、これはもう結論は恐らくなかなかもらえるでしようから、申し上げて、午前中の質問を終わらせていたみたいと思います。

○委員長伊藤基隆君 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長伊藤基隆君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の四案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 それでは、午後またよろしくお願ひしたいと思いますが、今度、地方自治体の借入金の問題、地方債、さらにはそれに絡んだ、銀行

なんかの持つてゐる保有に対するリスクの問題とか、そういう点について中心的に質問してみた

か、そういった点についているのか、この点、御意見があつたらお聞かせください。

○副大臣(若林正俊君) 国と地方の行財政の制度を根本的に見直していかねばならない状況になつておりますが、現行の交付税の枠組みを前提とした償還方法でありますとかそのスケジュールも、その過程で当然見直しが必要であるということを

して、私が党の中川委員が交付税特別会計の借入問題、これは大体四十二兆円にも達するという大変巨大な金額になつてゐるわけありますが、これについて塙川大臣は、この返済はかつての国鉄のあの赤字問題と同じように法律で処理しなければ返済は困難だ、こういう見解が議事録を通じてわかつたわけであります。

そこで、その償還方法を、まだちょっと先は長いよなんということじやなくて、ある意味では地方債の交付税特別会計と言われてゐるものいわゆる改革を考えたときにも急がなきやいかぬと思ふんです。その償還をじや法律で処理しなきやいかぬということなんですが、最初にお聞きしたのは、国と地方の借入金、これの返済の割合といふのは、一応今の國も地方も負担をするというこの場合、國が一で地方が二という割合で大体仕分けられているので、こういう比率で責任を分担するというふうに理解しているんですけども、大臣はどうですか、いかがございましょうか。

○副大臣(若林正俊君) お話しございましたように、交付税特別会計の借り入れでござります。御承知のように、四十二兆五千億円の借り入れになつておりますが、お話しもありましたように、国負担分の借り入れが十四兆、地方負担の借り入れが二十八・五兆、全体で四十二・五兆となつてゐるわけでありまして、比率は国負担分が一であります。その返済は國と地方とそれぞれが行つてゐることになりますので、お話しのようにこの比率で負担をする、このように考へてゐるところでござります。

○峰崎直樹君 そうすると、地方の負担分は具体的にはどんな形で、大臣は地方に何らかの負担をお願いする、こういふふうにおつしやつてゐるわけですから、その意味でどんなふうに負担を

お願いされようとしているのか、この点、御意見があつたらお聞かせください。

○副大臣(若林正俊君) 國と地方の行財政の制度を根本的に見直していかねばならない状況になつておりますが、現行の交付税の枠組みを前提とした償還方法でありますとかそのスケジュールも、その過程で当然見直しが必要であるということを

して、塙川大臣の発言、答弁があつたものと理解しております。

この地方負担分の償還のあり方につきましては、國と地方の行財政關係の抜本的な見直しの内容とか、地方負担分の返済財源であります地方交付税の見直しの内容に応じて検討をされることになるわけでございますが、その見直しの際にあわせて検討が必要になる問題であると認識しております。今段階で具体的に検討を行つていておりまして、今の段階で具体的に検討を行つていて、このかなと思つたんですけれども、わかりにくかったんすけれども。

○峰崎直樹君 ちょっと私、耳が最近遠くなつたのかなと思つたんですけれども、わかりにくかったんすけれども。

○峰崎直樹君 では、具体的に聞いてみます。

通常、国税五税の一定割合が今地方交付税になつておいでますけれども、その税率を引き上げるというのは國家財政ゆき折多分ないと思うんですけれども、そうした場合は、地方分の借入金の返済資金を確保するためには基準財政需要額、先ほど問題になりました、この水準を圧縮して、地方に行くはずだつた地方交付税交付金の一部をあらかじめ天引きする、こういう格好で交付税特別会計の負債返済に回していくという方向が本来的には何か筋のような気がするんですね、交付税で返していくというの。

○副大臣(若林正俊君) そういうことについては、大臣はどのようにお考えなんでしょうか。

○副大臣(若林正俊君) 今の枠組みの中で考えておきますと、基準財政需要額というよりも、御承知のように地方財政計画の中の地方の支出分、その支出分でその収入見込みとの差が交付税という形で仕組まれておりますが、その交付税で返すと

いうことであれば、そこに余裕が出るような形の地方財政計画が組み立てられなければならない。

その意味では、地方における、今積み上げで計算していまます地方財政の歳出の見込みを確かに節約して削つてもらう、そのことによつて交付税の、交付税の方の総額は御承知のように五税の一 定の割合で決まつておるわですから、そこで差を生み出した中で返済していく、こういうことになるわけであります。

基準財政需要額は、自分のときの基準になつてお
りますから、直接、基準財政需要額がその総額を
規定しているというような関係にはなつております。
せんけれども、考え方としては、やはり地方の歳
出、財政を節約、合理化していくまして、そこで
生み出しこちらで反していくというのが基本的な方
法です。

○峰崎直樹君　ということは、地方自治体はもうみずから自分のところで努力してやれということですね。これは地方自治体にとって相当厳しい自身になつてくると思うんですね。今までは地方自治体にどんどんやれやれと、差が出来たらいつでも補てんしてやるぞということでやつておられたのに、今度は手のひらを返したように、いや、もううちはぜひ自治体で冗費を削つてやってくださいねと、こういう趣旨だというふうに聞いておりましたが、本当にこれは実際問題となるのかなとうがしますが。このことは別にしまして、自分が相当厳しい状況に置かれるなどいうふうに思ふんです。

もう一方で、今度は地方交付税の償還の交付税措置の問題について、先ほどもちょっとお話をしましたね。この問題で、片山総務大臣は五月三十一日の参議院予算委員会で、「裏負担が丸々起債を認めること」の起債の元利償還は相当な部分を、場合によっては丸々、交付税で全部見ていくんですよ。ということは、その団体は一銭も自分の身を切る金は出さずに仕事ができるということです。と、さらに続けて、「だから、そういうものには種のモラルハザードを起こすというおそれは

る。だから、そういうものは見直さなきゃいけません。それは思い切つてこれから議論をして見直すということ」で、今お見えになつていませんが「竹中大臣とも一致しています」と、こういうふうにおっしゃっているんですが、総務副大臣、あらかじめこれを確認したいと思いますが、よろしいですね。

う、どうですか、これは大臣から答えていただきたい。
○國務大臣(塩川正十郎君) 大体、遠藤副大臣と同じ考え方です。
○峰崎直樹君 いや、これは片山総務大臣がおっしゃったんだですから、それと同じでいいですね。はい、確認いたします。

をもしこれから、今、総務大臣と同じ考え方だということですから、補助金をつけた、これは補助金をついたからと、その起債は全部起債してくださいと、その起債は全部見ますからと。この仕組みをやめるということとは、この仕組みで出した起債については面倒を見ない、政府は保証しませんよと。この間ずっと地方債については政府は保証するのかと言つた

○副大臣（遠藤和良君） 今の事業費補正の話にならるんですけど、その前に、先ほど特別会計、借入金の償還計画でけれども、これは法律で既に決まっているわけですね。交付税及び譲与税特別会計法という法律がございまして、地方負担分につきましては、これは平成三十八年度までに法律に基づく年次計画をつくりまして償還していくこと。その償還の原資は、基本的には各年度の

国税五税の法定率分の交付税原資の一部が充てられる、こうなつてゐるわけですね。それを充てることによつて交付税の原資が減少することが考へられますから、その結果、仮に財源不足が生ずることになつた場合は、これは地方財政計画の策定を通じ必要な補てんを行つていく、こういふ仕組みになつています。

それから、お尋ねの事業費補正の話ですけれども、これは准かこおつしやるようモラルハザード

○峰崎直樹君 そうすると、法律ではやつていいですか、これは適正に見直していく。こういふふうでござりますから、考え方方は片山総務大臣がおつしやつたとおりでござります。

けれども、もとへまた戻つて交付税でということになつちゃつたら、これは何だかぐるぐる回りばかりで、やないですか。何の解決にもなつていないと感じがしますが。これは法律で指定していると言ふけれども、全然法律で定まつたことの意味がちがうんじゃないかと思いますが。

さて、財務大臣は、総務大臣と、私ちょっと長くしゃべりましたけれども、同じ認識でよろしくござりますか。つまり、裏負担が丸々起債を認めて、もう何でもこれはモラルハザードですよと、

う、どうですか、これは大臣から答えていただきたい。
○國務大臣(塩川正十郎君) 大体、遠藤副大臣と同じ考え方です。
○峰崎直樹君 いや、これは片山総務大臣がおっしゃったんだですから、それと同じでいいですね。はい、確認いたします。

をもしこれから、今、総務大臣と同じ考え方だということですから、補助金をつけた、これは補助金をついたからと、その起債は全部起債してくださいと、その起債は全部見ますからと。この仕組みをやめるということとは、この仕組みで出した起債については面倒を見ない、政府は保証しませんよと。この間ずっと地方債については政府は保証するのかと言つた

そこで、要するに今の交付税制度というのが入りよりも出が大きくなつてしまつてゐるわけです。こういう構造がやはり交付税特別会計の赤字を構造的に生み出しているわけで、問題は、返済方法を考えるだけでなく、どうやつたら赤字を生み出さないような構造にするのか、こういう構造改革をしなきゃ意味がないと思うわけであつて、そういう意味で少なくとも新規費、これまでは大臣に正確に答えていただきたい。

○國務大臣（塩川正十郎君） 地方債の中でも、今中でも今申し上げたような起債については面倒を見ないと、こういう理解でよろしいですね。この件は大臣に正確に答えていただきたい。

都無条件内に大本記賃も地方交付税で半額ある、今

は国の関与の縮小、縮減を通じまして国庫補助金を削減する、縮減すると、自治体が行つております行政水準の見直しなどを通じまして、地方歳出自身を徹底的に見直して交付税の抑制につなげていくことが基本となるものと考えております。

○峰崎直樹君 正確に聞き取れないんでよくわからぬといふところがあるんですが、しかしいずれにせよ、今申し上げたような形で新しく発行する起債につながっているものではございませんけれども、事業選択の合理化を通じて投資水準の適正化、ひいては地方歳出の適正化に資するものとおっしゃるようなものと考えております。

○峰崎直樹君 お話しございました交付税総額は基準財政需要の算定を通じて配分の手法の見直しになるわけで、直接的に交付税総額が減少するというふうにつながっているものではございませんけれども、事業選択の合理化を通じて投資水準の適正化、ひいては地方歳出の適正化に資するものとおっしゃるようなものと考えております。

○峰崎直樹君 まさに相談をしながらやつていただきやいけないんですですが、今お話ししたように、その残債が残っておりますので、この処理を新しい起債にまた切りかえて期限を延長して認めるか、あるいは高い金利のものは安い金利に切りえさせて継続とか、いろんな方法を講じてならないと、地方自治体も一遍にそんなだつと整理しろと言われたら困つてしまふと思いますので、そういう措置は私は相談してやつていただきたいと思います。

○峰崎直樹君 まさに相談をしながらやつていただきやいけないんですですが、今お話ししたように、

モラルハザードを起こしているような事業費補正のところは、今後は起債として地方財政計画の段階で面倒を見ませんよと、このいわゆる精神、考え方、方向性としては出てきているということですね。個々に法律で決まっていますよね、義務教育で教員を何名置きなさいとか、設置基準というのがはつきりしているのがありますから。そういう意味では、そういった点について一切もうだめですよと、こういう話ではないということは僕はよくわかるんです。そういった点で、今までそういうものが行き過ぎていたところは直しましようということで、この点は非常にこれからシビアになりますねと、こういうことですよね。

さて、もう一つ大臣、今交付税の話をやつたんですが、三セクの話をちょっとやらせてもらいたいんですよ。

週刊ダイヤモンドの六月九日号に、「金融庁がついに調査開始 急増三セク破綻」の行方」と、多分金融担当大臣もごらんになつておられるんだろうと思うんですが、一体全体そこ第三セクターといふのははどうなつておられるんだろうなと思つて私たちよつと調べてみたんですよ。

ちよつとこれは古いデータなんで、総務省、もしわかつたら教えてほしいんですけど、第三セクターと言われているものがたくさんある中で、そのうちの特別法人だけちょっと。特別法人といふのは、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社、高速道路公社というのもあるそうですが、全国で、一九九七年時点~~で~~千六百九十二社、出資は全額自治体ですわね。役員が九百二人中八一%。職員一万一千二百二十六人中四二・二%が自治体のOBまたは出向者だと、こういうふうに言われています。このうち土地開発公社といふのが千五百九十三あるんですが、保有土地価格といふのが九兆一千億円あるんだそうですね。九七年時点で買つたものに毎年毎年利息を払つていつたら、利息分までくつづけて原価は上がつていくんです、こ

東の最後、清算するときに、ああそんなことになつておったのかというのがわかつたんですが、土地の値段がずんずんずんずん簿価が上がつていつく今だつたらもつと大きいのかもわかりませんが、この含み損というのは一体どのぐらいになつてゐるのかというのはわかりますでしようか。これは総務省に聞いたらしいのかな。

○副大臣(遠藤和良君) これは簿価しかわからなければ、どうも何うございませんが、簿価で申し上げますと、土地開発公社が持つております、全国で一千五百九十四あるんですけれども、平成十二年六月一日現在で、このうち平成十一年度末現在で八兆二千九百四十八億円、これは簿価です。広さが三万二千六百二十ヘクタール、こういうことでございま

す。

○峰崎直樹君 地方公社の抱えている含み損といふか、これは実際に簿価ですから、これは調べらる必要があるんじゃないですか、総務省として。実際に簿価といわゆる地価がございますでしようから、その差額は実は不良債権なんでしょう。

ですから、その意味でいうと、今土地開発公社だけのお話を申し上げましたけれども、いわゆる第三セクターと言われているのは、商法法人とかさまざまなもの団体があるわけです。聞いてみると、大半はもう赤字ですよ、よく知っている人は。自治省は、いや、商法法人の四割が赤字であります。と言つてはいるけれども、自治省というか総務省ですが。ところが、ある民間のリサーチ会社は、いいや商法法人の八割から九割は赤字ですよ、こう言つてはいるんです。

なぜかというと、要するに実態を見ると、インフラを整備するのは全部自治体がやつて、補助金を受けて、税の減免を受けて、NTTの無利子融資を受けて、職員の派遣を受けて、そして業務委託を受けて、それでとんとんだと。こんな状

態度が圧倒的なんだそうですよ、実態は、ですから、これ、五〇%を超えるべきだとか、あるいは二五%以下の出資は公表しないと、こういうふうになっていますが、この実態を私は早急にやはり開示すべきじゃないだろうか、あるいは調べるべきじゃないだろうかというふうに思うんです。が、この点、総務省としてはいかがでござりますか。

○副大臣(遠藤和良君) 土地開発公社の經營の健全化ということに関連する御質問だと思いますけれども、総務省はこのために、昨年の四月にいわゆる営業改善通達ということをいたしまして、昨年の七月には今度は経営健全化通達ということを発しまして、それぞれ經營の健全化を図るようにと、こういうふうなお話をしております。

健全化ということの中、今、五〇%というお話をあつたんですけども、これは、健全化の対象となる土地開発公社を、簿価総額が標準財政規模の五〇%以上、こういうふうにしている数字を挙げられたんだと思います。

確かに、北海道のところでは五〇%行っていないんですけども、金額がかなり多くなっているところがあるということは承知しております。ただこれは、全国一律の健全化の対象となるものを決めておりまして、この数字を直ちに変えるということはなかなか難しいと思っております。

○峰崎直樹君 いや、要するに調べてくださいといふことを言つているんですよ。そして、早く公表してくださいよ。

私は、竹中大臣来られたんですが、この骨太の方針の中にも、地方債の位置づけだとあるいは地方政府の第三セクターのいわゆる不良債権問題というのは、何かこれ抜けているような気がするんですよ。不良債権と言われているときに、金融機関だけのようを見えるんだけれども、実はこれはかなり大きい全国的な問題で、特に地方銀行になるとこれは非常に大きなウェートを持っていると思うんですね。

そこで、第三セクターの問題についての塩川大

臣のお話で、六月六日の同じく財務金融委員会で、第三セクターの破綻にもいろいろあつて、欲の皮の突つ張つたのと、それから一生懸命努力したのと二つあつて、一生懸命努力したところはまたとにかく面倒見るけれども、欲の皮の突つ張つた、表現はよくないんですが、後で直されいますが、それにはちょっと自分たちの力でやつてもらわなきゃ困りますねと、こういう話をされておりましたね。これは質問した中川さんに答えていふんですけれども、これは実際、本当に両者を区別することができますか。

北海道の芦別市というところに星の降る里ワーリド、カナディアンワーリドというのがあるんですが、これも、産炭地の人たちからすると、何か地域に雇用を、観光客を呼び込もうと、本当に必死の思いでつくったんですよ。これは欲の皮が突つ張つたわけじゃないんで、やっぱりそういうテーマパークみたいなをつくっているところが多いんですよ。

そういう意味で、そういう三セクが破綻をしたときに、自治体財政が非常に困つて、もう大変な目に遭つてゐるわけですけれども、これは国はどうまで面倒を見るのか、あるいは見ないのか、どういうふうに考えておられますか。

○國務大臣（塙川正十郎君） 大体、三セクは、バルの波に乗つて無制限にどんどん膨らんでいったことを御存じだと思つております。しかし私は、第三セクターでやらなければならぬような事業も多々あつたと思っております。

そこで、これは自治省の方針でござりますから私がとやかく言えないのでござりますけれども、第一、第三セクターがこんなに安易に伸びていつたという一つの原因に、一部事務組合制度といふものを自治省は非常に抑えたときがござります。だから、第三セクターで行つたら簡単だからそれだけそれ行けでやつちやつたということがあるんですね。ところが、よく見ましたその中で、どうしても住民のために行政が責任を持たなきやならぬ

ものもあります。例えば、離島との航路の問題がございますし、これは第三セクターでやつたつてもらいません。それから病院でございます。こういふうふうなものとか、あるいは地域の共同開発しました牧場、入会権のある牧場とか、こういうふうなものはやつぱり第三セクターで見ていかなきやならぬと思うております。

じゃ、その区分は何を基準にするかといったら、私は、一つのめどは、一部事務組合として残していくこうというものは面倒を見ていく、これは行政の延長だと思って見ていく。しかし、そうでないもの、住民から見てですね、一部事務組合をする必要のないような事業は、それは自治体の責任において収縮していつて民間移行への方法をとつていく、こういう基準としたらいと想います。

○峰崎直樹君 そうすると、一部事務組合のような形で残していく部分には面倒を見るよ、それ以外は面倒を見るわけにいきませんと、こうおっしゃつたんですね。

では、その面倒を見るか見ないか、ここら辺の問題と、どうやって面倒を見るか、どういう方法で、この点は何らかの考え方はございますか。

○副大臣(若林正俊君) 一般論で申し上げますと、今の地方財政制度の中で考えますと、第三セクターの経営状況が厳しくなる、そしてそれにかかる自治体が保証している場合も一部ござります。そういう法的に自治体が保証しているといふようなものでなければ、これはやつぱり第三セクターの経営はその自己責任で経営しているといふ形になりますから、直ちに地方自治体がこれをしょうというようなものではないというふうに思われるわけでございます。

最終的に地方自治体がしようということになつたものにつきましては、そしてそのことが結果として地方自治体の財政運営が困難になつて立ち行きかくなるというような場合には、制度としては地方財政再建促進特別措置法によりました財政再建計画を立てて、厳しく管理された中で立ち直つ

ていくという道になろうかと思うのでございま

す。

○峰崎直樹君 要するに赤字再建団体にしちゃうが絡んできた債権は、これは不良債権ではない、これは例の一分类というか、中にもありますねと

いるかといふと、金融ビッグバンが起きて、この一、二年物すごい急増しているんです。金融ビッグバンだけはありませんが、もう銀行融資が非常に絞られてきているということで、地方自治体が絡んできた債権は、これは不良債権ではない、これは例の一分类というか、中にもありますねと

いうときに、要するに自治体が保証しているからこれは不良債権じゃない。しかし、それから、いややどうも危ないぞということでは不良債権になつてくる。特に国際会計基準で連結対象が非常にふえてくるとなれば、これは危ないから外されながら、オンブズマンがすごいこの問題をずっと、いわゆる情報公開法を使ってやつてあるんで

すね。それは重要なことだと思うんです、オンブズマンのやつてることは。

○赤池町議 今、赤池町というのが福岡県で赤字再建団体ですが、これは土地開発公社の失敗でしょ。この

土地開発公社というのは政府の法律でもつてつくらせているわけでしょ。これがどんどん広がつて、さっき言つたように九兆一千億円と、これは

簿価だけれども、それは恐らく実際問題一割にも時価はなつてないかもしない。そうすると、八兆円近いお金がそこですつ飛びかもしれないん

でしょ。そうしたら、それがその地方自治体財政を全部ほんと、ある意味では全部赤字再建団体にするんですかと、こういう感じになつちやうわけですね。本当にそういう赤字再建団体とい

うようなやり方で果たしていいんでしょうかねといふことなんですよ。

私は、当然そうなると、一部事務組合に残せないとなつたら、これは地方自治体の住民が全部負担していかなきやいかぬわけですね。大臣、それ

はそういうことなんでしょうかね。私は、やはりこの場合に、地方債を引き受けている人たちに

も、もうそろそろ自らの責任へ貸し手責任という問題も考えてもらわないと、逆に言えば、冒頭私、

きょう、金融担当大臣の柳澤さんがリスクに対しても銀行はもつと機敏にならなきやいけないとおっしゃつたわけです。このリスクのことをこの間からずっと私どもは主張してきたわけですよ。

本当に地方自治体の地方債といふのは安全だろうかといふときに、私も最近新聞をずっと調べていてびっくりするのは、特殊法人の問題で、特殊法人の破産法制をつらなきやいかぬという議論がぱつと出た途端に、もうすごいスプレッドが出てくるんですよ、特殊法人債とそれから国債との間の。そして、もう大臣よく御存じの、大阪府債も縁故債は物すごいスプレッドが、たしか四十か

ら五十バースポイント開いてるんですよ。要するに、これは危ないぞと思ってるんですよ。そういう意味でいうと、地方債、とりわけ縁故債のところは、二〇〇四年から始まるBIS規制でも

一〇〇%のリスクウェートになるわけでしょ、

緑故債の場合は、今はゼロだけれども。

こういう問題をはらんでいるときに、今お話し申し上げたような、あちらこちらで次々これは群衆が発してきますよ、土地開発公社を含めた開発公社とかそういう問題を含めて。そういうことに對して、いや、これは欲の皮の突つ張つた分だから住民が負担したりやいんだよ、もうそれはしようがないんですけどよと言つたら、ひどいところになつた

人は、これは住民では足による投票と言いますけれども、これができる人はいいんだけれども、動けないお年寄りで、もう生活保護を受けないと

やつぱり何とかして残していかなきやならぬだろ

うと思つております。

私がちょうど運輸大臣のときにもありました地方鉄道の赤字ローカル線の廃止がございますが、これが第三セクターになつております。この問題で今随分と私も相談に乗つておるのでござりますけれども、やつぱりこういうようなものは行政の

責任として、経営の主体はいかんであれ、行政の責任としてカバーしていかなきやならぬだろ

う。それならば、私はやつぱり自治体もあるいはその会社自身もそれなりのそういう体制をとつてもらわなきやできないと思つておりますし、そこ

ていいよというふうになると思いますか。

これは、財務大臣、ぜひ人情あるところで、人

情はもちろん重要なですが、クールヘッドでいらっしゃるわなきやいけないんですけど、そういう意味で、こういうことについての貸し手責任というの私はやはり問われて当然だと思うんですが、いかがございましょうか。

○國務大臣(塙川正十郎君) 私は、地方債の引き受けに際しまして、債権者の方にも、貸し手の責任も確かにありますけれども、貸し手の方も、大抵地方銀行でございますが、あるいは農協とかございますが、やつぱり地域のためにやむを得ず出しておるというのもございますので、それは貸し手の責任もある程度とつてもらわなきやならぬことはあります。

○國務大臣(塙川正十郎君) 私は、地方債の引き受けに際しまして、債権者の方にも、貸し手の責任も確かにありますけれども、貸し手の方も、大抵地方銀行でございますが、あるいは農協とかございますが、やつぱり地域のためにやむを得ず出しておるというのもございますので、それは貸し手の責任もある程度とつてもらわなきやならぬことはあります。

私は、当然そうなると、一部事務組合に残せないとなつたら、これは地方自治体の住民が全部負

らを個別の問題として処理していきたいと思つて

おりまして、法律で一遍にくくなってしまおうとい
う二二はうなつこ誰いいこうと思います。

○峰崎直樹君　もう時間がなくなってきたので、またいつかその延長線でずっとやりますが、しかし、市町村合併という方法で救うといつても、フローリングやなくてストックで物すごい負債を抱えているわけです。これがわからないんですね、今、自治省も総務省もおっしゃってくれません。だから、早く調べてくださいと言うんです。

こし良は、赤子再建団本になりますとか、ある

だから、そういう意味では、ストックの不良化
ることはもう、いい、いいと。農協の合併を私
見ていて、大抵だめになるのは、どっちかが優良
でどっちかが不良の場合、不良な人と一緒になり
たくないと言うんですよ。結婚するときに、あり
うるのはだめだ、あいつはと、こうなるのと同じ
ことなんです。

しているのが相当あるわけですから、わからぬけれども、これを何らかの形で処理する仕組みをどこかでつくらなければまずいんじゃないのかなあと。個々に対応するとおっしゃって、一つ一つ出たらやると言うけれども、先ほど申し上げたように、今的地方自治体の財政の赤字の状況というのは、フローでも大変です。赤字再建団体に転落しかねないようなのがたくさんあります。そういう訳で、今言つたように、第三セクターを含めて大変なストックにおける傷みを、不良債権を抱えているわけですから、ここはやはり私は、あの特殊法人と同じように破産法制度をきちっと準備せざるを得ないんじゃないかなと、こういうふうに考えてゐるんです。

この点、また引き続きやりたいと思ひますけれども、とりあえず今の段階で財務大臣はどのように考えになつていてますか。いや、副大臣もよければよいですが、財務大臣と副大臣、両方お答え願います。

た。一応お聞きいたしまして、相談もしてみますけれども、なかなか一概にこれは解決の道は難しいと思つております。といいますのは、事案が全部違うわけでございまして、人間の顔が違うごとく全部違いますから、これを一括した法律的な処置ということは難しいと。時間をかけて、個別で解決していくかなきやならぬと思いますが、私は、基本的な問題は、住民の行政ニーズに合ったものをやつたものは、これは責任を持つという基本姿勢、それ以外のいわゆる商業ベースあるいは発展的希望といいましょうか、まあ欲張りと言つたら語弊がありますからそうは言いませんけれども、発展的なものを期待してやつたものは、そこでの自治体の判断でやつたんですから、そこはそれなりの責任を持つてもらうというふうなことをして、住民に不安を与えるようなことは絶対したらいかぬと、そう思つております。

○浜田卓二郎君 私は最初に、基本方針の素案を読ませていただきましたので、峰崎議員と統いての質疑になりますけれども、この点について二、三お伺いをしてみたいと思います。

まず、基本的に大変精力的によく問題を掘り起こしていただきました。若干、議論の途中で報じられた内容よりも後退しているような点もうかがえるわけでありますて、例えば、私が期待しておりますのは、地方自治体の合併についてもう少し踏み込んだ言い方が出てくるのかなと実は期待をいたしておりました。

私の長年の主張なんですけれども、身近に、例えればつい先般さいたま市という市が誕生いたしましたけれども、地方自治体の自主性にゆだねていった場合の合併の難しさというのは、これはもうみんながよくよくわかっていることでありますて、かけ声はいつもあるわけですけれども、具体的に合併をどう進めしていくかという点については非常に難しいわけであります。

私の持論だけ申し上げますと、強制力を持つた合併法をつくる以外にないんじやないかと。例えば十年というような期間を設定して、ガイドラインをつくって、いろいろな手法を講じつつ、最終的には合併しなければならないということころまで持つていかないと、これはもう百年河清を待つても無理だというような気がしてなりません。

特に、午前中の議論でも、地方自治体の財政と国の財政、現状のままでどんなにいろいろな議論を重ねていっても、地方自治体の実態をよく見れば、それはもう財務大臣のおっしゃるように簡単なことではないわけで、器の整備というものがこれからの方、中央を通じての大きな課題であると思ひます。

特に私は、行政改革ということで、幾ら税金が節約できるか、幾ら保険料が節約できるかというのを基準にして判断せよということをずっと申し

上げてきましたけれども、地方自治体の合併ほどそういう意味で税の節減効果、あるいはまた社会福祉というものはこれはもう經營ですから、幾ら保険料を適切に使うかというのもやはり自治体の方にかかるわけですから、そういう意味でも、行政改革という点でも最大の課題だなというふうに思っております。そういう面で、この素案を読ませていただきまして、途中、三百とか威勢のいい数字なんかが出てきておりましたのでちょっとがつかりましたたが、そのほかについては私は評価をさせていただいております。

特に、冒頭のところで、今後二、三年を日本経済の集中調整期間と位置づけて、その間は景気が悪くとも我慢せよという言い方が出ております。これは私、閣議決定をされるというところまで考えておりませんでしたけれども、こういう文言を入れながら閣議決定をされるということであれば、これは画期的だろうと思ひます。つまり、それだけ国民の皆さんに負担をお願いしつつ方針を打ち出すという、これは内閣の姿勢としては私は大いに評価できるというふうに思つております。

ただ、なぜ二、三年なのかというのがちょっとわからぬわけでありまして、この記述の中で後で、不良債権の処理の中に同じような記述が出てくるわけであります、不良債権の処理に二、三年かかる、だから二、三年我慢せよ、こう文脈的には続くわけですね。ということは、別に言い方をすれば、不良債権の処理ができれば景気は回復をする、そういうふうに御判断されておられるのか、この点についてお話を伺いたいと思います。

はもう償却していくしかないわけでありますから、これは守りの部分、受け身の部分だと思いません。しかし同時に、攻めの部分がある。これはこの七つの改革プログラムの中に書かれていますが、この新しい時代にどのようにチャレンジしているのか、市場の活力を活用するためのプライバタイゼーションを入れていくのかということでも実は前向きの改革というのは大変重要でありますので、その意味では、やはり非常に包括的な改革をしない限り日本の経済は立ち直らない。その受け身の部分、不良債権の処理をするためにも実は前向きの改革というのは大変重要でありますので、これはもうワンパッケージでやらなければいけないということは非常に強く認識しております。

○大門実紀史君 ありがとうございました。

それでは竹中大臣に、あと二十分ぐらいしかおられないんですか、きょうはじっくり率直にお聞きしたいと思ってたくさん質問を用意したんですねけれども、じゃ、簡潔に幾つか要点だけお聞きしたいと思います。

先ほど浜田議員からもありましたけれども、私

もこの間、中小企業団体とか保証協会の役員の皆さんとか、あるいは労働組合の皆さんとお会いして、率直に言つてこの不良債権の最終処理、つまり、不良債権というのはない方がいいというのはだれでもわかるわけですから、一気にやつてしまふというところで倒産、失業が出るというところの不安がやっぱり物すごく今広がっていると

いうふうに思うんです。

そういう中で、構造改革なくして景気回復なし

といふうなスローガンは何となくわかるんです

けれども、例えば労働者の皆さんも、連合総研の

アンケート調査によりますと、一年後に四人に一

人は失業するんじゃないかという不安を抱いてい

るとか、中小企業も今かなり大変な状況ですけれ

ども、そういう人たちに向けて、どうやってこれ

をやれば景気がよくなるといいますか、日本経済

が立ち直るんだというメカニズムといいますか、

さつきシナリオとおっしゃいましたけれども、こ

うしてこうやつてこうやれば皆さんよくなるんだ

よというところをわかりやすく御説明いただきたい

いとります。

○國務大臣(竹中平蔵君) 不良債権処理が経済活

性化にもたらすメカニズムとすることによろしゅ

うございますか。——大変重要な問題を聞いてく

ださつたと思います。確かにわかりにくい面があ

ると思いますし、これは正確に議論すればするほ

ど余計ややこしくなるんですけれども、わかりや

すくということでありますので、若干正確性は欠

ける部分ができるかもしれません、あえて二

つ、こういうメカニズムが不良債権の最大のマイ

ナス点であるということを申し上げたいと思いま

す。

○大門実紀史君 例えれば銀行が十億なら十

億というお金をどこかに貸しているとします。し

かし、不良債権という意味はこの十億のもう価値

がないわけですね。向こうに貸している、しかし

貸した先で土地に運用されていて、その土地がも

う例えれば一億しかないということになると、もう

一億の価値しかないわけです。しかし十億がい

わばきちんと使われないで塩漬けになつていて、その土地がもう一億しかないわけですね。これは当たり前の話ですけれども、大切な資源をこれはむだに使つている。具体的に言

うと、収益を生まないようなお金を使つていてわ

けですね。これは社会全体の生産性が著しく低

くなりますね。

結局、経済というのは何かというと、私たちが

生み出す、人間と資本が生み出す付加価値が所得

なんですよね。人間と資本がそんなに変わらない

のに、それが生み出す生産性が著しく低くなつて

いたら何が起こるかというと、私たちの生活水

準が下がるということになるわけですね。それで

GDPが下がる、生み出せなくなつていてるんだか

ら、非効率に資源が使われているということによ

つて、私たちの社会全体が物すごく大きな、得べ

かりし利益というか、大きなロスを生じていると

いうことなんです。これがやっぱり私は最大の問

題だと思います。

もう一つ、これを別の見方から、銀行からいう

と、銀行は例えば、本当は一億の価値しかない資

産をバランスシートで十億というふうに持つてい

るわけですが、見かけ上、つまり資産が膨れして

いるわけですね。水膨れしていたら何が起こるか

というと、今度は、資産に対する自己資本が見か

か、そういうマネーのフローの問題と、どの分野

にお金が行つていて、生産性の低いところに

お金が行つていないというふうな、何といいます

か、ありますけれども、生産性の低いところに

公共事業も含めてそういう評価はありましたけれども、お金が行つていて、生産性の高いところに

お金が行つてないというふうな、何といいます

か、そういうマネーのフローの問題と、どの分野

にお金が行つていて、生産性の低いところに

お金が行つていて、生産性の高いところに

お金が行つてないというふうなことをおつし

ていて、経済はもつと弱くなつていて、可能性があ

りますけれども、貸し出しする力がない、不良債

権のために外に貸し出しする余裕がないというふ

うには、数字からいつて、いろんな統計からいつて

能性があるわけです。そうならないようにこの不良部分を一刻も早く損出してしまいます。

単に損出していうことだけではなくて、これは

銀行で考えいただきたいんですが、今、十億貸して

いたものが一億円しか返つてきません、九億損を

むだに運用されているというふうに言いました。

これは銀行にとっても痛みです。しかし、一億円

返つてくるんです。そうするとその一億円は、新たにベンチャー企業でも、新たな可能性を持った

ところに再び融資していく、それが社会全体の

価値を生み出す。これが、私は不良債権を処理しなければいけないということのやつぱりひとつ

御説明なのではないかと思います。

だから、結局、やはり私たちの持つている資産

というのは本当に有限なんだと思うんですね。そ

れを有効に使うための大変重要なステップだとい

うふうに思います。

○大門実紀史君 そうしますと、一つは仲介機能

とおっしゃいましたけれども、お金の流れが、銀

行が不良債権を抱えていると、民間の中小企業の

皆さんの立場で見ると、回るべきお金が回つてい

ないとか、あるいは中小企業をどう見るかとい

うのがありますけれども、生産性の低いところに

公共事業も含めてそういう評価はありましたけれども、お金が行つていて、生産性の高いところに

お金が行つてないというふうな、何といいます

か、そういうマネーのフローの問題と、どの分野

にお金が行つていて、生産性の低いところに

お金が行つてないというふうなことをおつし

ていて、経済はもつと弱くなつていて、可能性があ

りますけれども、貸し出しする力がない、不良債

権のために外に貸し出しする余裕がないというふ

うには、数字からいつて、いろんな統計からいつて

て、なつてないというふうに思うんです、時間の関係でその辺は省略しますけれども、

そういう中で、何度も言うようですが、それでも、何で一気に今処理しなきやいけないのか

と、しかも今この最悪の不況と言われるときに。

これによって生まれるさらなるデフレ圧力とかそ

ういうことを考えても、やるべきだという理由が私もう一つわからないんです。その点を。

○國務大臣(竹中平蔵君) 一点だけ。前半でおつ

しゃつた貸し出し能力がないという面と、もう一

つは、やはり経済全体が今の状況に対して不安を

持つてるので、借り手も十分にまだ資金需要が

出でこないと、これは両面あります。

これは両面とということをぜひ申し上げた上で、なぜ今やらなきやいけないのかということなんですか

けれども、本当はもつと早くやつていいればよかつたんだとやっぱり私は思います。今、最悪の時期だというふうにおっしゃいましたけれども、恐らく後にしたら状況はもつと悪くなると私は思います。

○大門実紀史君 これは両面あります。

これは両面とということをぜひ申し上げた上で、なぜ今やらなきやいけないのかということなんですか

けれども、本当はもつと早くやつていいればよかつたんだとやっぱり私は思います。今、最悪の時

期だというふうにおっしゃいましたけれども、恐

らく後にしたら状況はもつと悪くなると私は思

います。

短期的に、予想よりアメリカの経済が今悪くな

っているから、もうちょっとアメリカの経済がよくなつてくれる方がいいねとかいう、半年、一

年ぐらいの、そういうタイミングの問題はひょつとしたらあるのかもしれません。でも、今やつぱり経済が厳しいから、三年待つたらどうなるでし

ます。

短期的に、予想よりアメリカの経済が今悪くな

っているから、もうちょっとアメリカの経済がよくなつてくれる方がいいねとかいう、半年、一

年ぐらいの、そういうタイミングの問題はひょつとしたらあるのかもしれません。でも、今やつぱり経済が厳しいから、三年待つたらどうなるでし

ます。

その意味では、もちろん、何か急に原油の価格

が四倍にぼんと上がるとか、アメリカ経済の株が

クラッシュするとか、これは天変地異と言ふかど

うかは知りませんが、そういうことが起こつたら

これは話は別ですよ。しかし、今確かに苦しいか

もしれないけれども、それを二年、三年待つたら多分もつと苦しくなる。私は、これが一般的な考え方なんだと思います。

○大門実紀史君 私は、冒頭に申し上げましたとおり、中小企業とか普通に働いている人たちの立場からしますと、その人たちから見た説明をしてほしいんですけど、銀行が苦しくなるとか何かじやなくて、この二、三年で処理してかなりの倒産、かなりの失業が出ると言われていますけれども、その人たちにとってはどうしたことなんですか、そうしたら。何がよくなるんですか、この二、三年で一遍に処理したことによって。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと二点ぜひ申し上げたいと思うんですけど、中小企業が被害を受けるという言い方は、私はやっぱりちょっと一面的ななんだと思います。

内容のよくない企業がやはり整理の対象になるわけで、日本じゅうの中小企業で世界に冠たるところ、いや、世界に冠たるところまでいかなくたって、健全な収益を上げて頑張っているところというのはたくさんあるわけです。もっと極端に言うと、今本当に資産を塩漬けしているのは、私は一部の業界の一部の大企業だと思います。こういう言い方はちょっと誤解があるかもしれませんのが、私はその方が実態に近いと思っています。だから、やっぱりそこにどのよう切り込んでいくかということがこの問題の最大のポイントなのではないでしょうか。

私は業界の実態を把握する立場にありませんから、もし微妙なニュアンスの違いがあれば、これは柳澤担当大臣にぜひ御修正いただき必要があるかと思いますが、一般的な見方は私はそういうことなんだと思います。

それで、本当にや整理の対象になるような中小企業はあるかもしれません、じゃ今それをやることの意味はどうかというと、もうやつていてないとかわっていてあと二、三年先に延ばすのと、やつていけないんだつたら早く準備をするのと、どつちがいいだらうかという、多分そういう

基準になるんだと思うんですね。

その際のセーフティーネットは、これは重要だと思います。やっぱり次の就業機会に対しても、働く人間、生身の人間ですから準備も要るだろうし、それをサポートするような社会全体の仕組みも要ると。これは実は大変難しいわけだけれども、やはりこの中で、チャレンジャーの支援のような幾つかのチャレンジャーのプログラムも、できるだけ海外の例なんかも参考にしながら準備したいというふうに実は考えているわけです。

つまり、ある宿題をやらなきゃいけないとして、二日後にやる方がいいのか、今やる方がいいのかということになると、やっぱり今宿題をしてしまって次の段階に行く方がいいというふうに考

えるべきなんぢやないでしようか。

○大門実紀史君 竹中大臣、本当に中小企業の実態とか、例えば要注意先になつていて、要管理先債権に区分され直したり、何が起つてているかを本当に見てもらいたいんですよ、紙の上で何か線を引くんぢやなくて。

例えば、今生懸命頑張っている中小企業といふのは、景気さえよくなればちゃんとやっていくところが多いわけですよ。ちゃんとやつていている人が今不況で販売不振で、今倒産の一一番の理由も販売不振でそれとも、そうやって頑張つてやつぱりそこにはつぶれる人たちは、どうせ二、三年後にはつぶれるんだから今つぶれても同じだと言うのは、これは学者の評論家の方が言うのならないですよ、大臣として言うべきことぢやないと思いますよ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私は、わかりやすく言えば言われたからわかりやすく言つただけで、それ以上の説明の仕方はないのだと思います。

ちなみに、私の両親は、典型的な中小企業、いや零細企業を五十年営んできました。私は父親を大変尊敬しておりますし、その中でやっぱり大

いことはあると思うんですけれども、改革を拒む二つの要因、先ほど浜田委員が、一つは既得権益である、一つは景気であるというふうにおっしゃいましたけれども、私も同感なんですか、改革をすれば、一つは既得権益であり、もう一つはやはり不安だけをあおる議論なんだと思うんですね。不安はだれにだつてありますけれども、しかしその不安を乗り越えてきたのが今までの日本経済であったと思いますし、その中で活路を見出してきたのが私は日本の中小企業のたくましさだったのだと思います。

その意味では、ここから先は若干水かけ論になるのかもしれませんけれども、本当に頑張れる、中小企業が頑張れるような状況にするためにも、先ほど申し上げたように、やはり一部の業界の一部の企業についての踏み込んだ整理が今後私は個人的には必要になつてくるというふうに考えますし、また、一般的に企業の大小の問題ではなくて、やはり資産を効率的に配分するような仕組みをいかにしてつくっていくかということを考えないと、この改革が一年おくれれば、それだけ私たちの痛みは大きくなるのではないかと思います。

○大門実紀史君 別に、中小企業が弱者だから救済すべきとか、そういう意味で言つているんじやなくて、やっぱり日本経済の基盤を支えているんじやなくて、やっぱり日本経済の基盤を支えているんじやなくて、それが今、四苦八苦してやつと融資でつないだりしてやつているわけですよ。

ところが、この不良債権処理で、後で、竹中さんが引き揚げられた後になると、思いますが、詳しく述べべきなことは、その不良債権処理といふのは非常に現場では厳密にやられていないところがありまして、例えば生産性が高い中小企業でも、資金繰りに困つて要注意先になつているケースだつてあるわけですね。

ですから、おつしやつてること、私は混同されているんじゃないかと思うんですよ。いわゆる生産性の高い分野に資金を移動するとか、資源を移動するというのは経済論では当たり前のことですが、それがいいですよ。不良債権もなくなつた方

がいいですよ。それは当たり前の話で、それは今の実態を見ながらやるか、それとも何か描いた理屈を実態で試そうとするような、私は非常に危険性を感じるんですね。

なぜかといいますと、この諮詢会議の資料を見ていて、私は非常に危ない話を堂々と書いておられるなと思ったんだけれども、素案の中に、七ページですか、「不良債権問題の抜本的解決」日本経済再生の第一歩と書いてあるところがあるんですけれども、よくここまで書くなどいうふうに思っています。書いてあることを全部読みませんが、要するに、今不良債権扱いされているような企業はイコール低生産性部門などと。低収益の構造にあるそういう部門なんだから、不良債権の最終処理を行うことによってそういうところが整理されて、成長性の高いところにお金が流れることになります。つまり、不良債権処理を行なうことでやつちやえと。そうしたらちょうど生産性の低いところの業種なりそういうものも整理されるんだと、一石二鳥みたいなことが書いてあるんですね。

これは実態を本当に踏まえていないなと。確かにありますよ、生産性の低いところ。やっぱり生産性を高くしなきゃいけないというのはわかりますよ。その話と不良債権処理を一気にやろうみたいなことまで書かれると、本当に実態を御存じないんじやないかというふうに私は思っています。

言われている意味はわかりますよ、低成長分野から高い成長の分野に資源移動と、いわゆる規制改革とかを含めておっしゃっていますね。その柱と不良債権処理の柱と私は別個のものだと思うんですね。

から高い成長の分野に資源移動と、いわゆる規制改革とかを含めておっしゃっていますね。その柱と不良債権処理の柱と私は別個のものだと思うんですね。本来、別個のものを今一遍にわざか二、三年でやろうとするところでいろいろ無理が起きているというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 実態を御存じないといふふうに言われたら、私も一生懸命実態を把握しているつもりですというふうに申し上げざるを得

ような話ばかりなんですよね。ところが、失業者はどんどんふえ始めていますし、中小企業が今資金回収だと新規融資のストップでつぶれ始めていますし、その人たちにとっては、痛みを我慢ろと言わっているから我慢しようかと思っているけれども、結局何だかわからないけれどもやるんだみたいな、そんなことしか今ないんですよね。きょうお聞きした分でいくと何も具体的なものはない、はつきり言つて。

もし、お時間がよろしければ最後までいてもらいたいですけれども、五百三十万人雇用なんかもそうですねけれども、そういう人たちのセーフティーネットとおっしゃいましたけれども、受け皿になるものは何もないんじゃないですか。何か具体的なものはあるんですか。例えば、ITと言われましたけれども、ITは情報化投資で雇用が減る部分もありますでしょ、実際そんなにふえてないじやないですか。何があるんですか、具体的に、セーフティーネットとして新規雇用というの。

○委員長(伊藤基隆君) 三時までという事前の約束がありますので、一言だけ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほども申し上げましたように、仕組みそのものが大きく変わる中で、特に市場経済の中でこれが受け皿でございますといふものを計画経済のように求められても、これは残念だけれども、私自身は、そういうものは用意することはできないのだと思ひます。その意味では、この雇用計画といふのは一つの可能性を示しているものというふうに理解していただきざるを得ないんだと思います。

ただ、ITは雇用を減らしているというお話をありましたけれども、そうです。ITといふのはいわゆるトランザクションコスト、取引費用を徹底的に減らすことによって中抜き、いわゆる中抜きといいますが、これを減らすわけですね。アメリカも減りました。日本も減りました。

でも、これは例えアメリカの商務省の推計で、アメリカの場合には、減ったのと、減

つけた金額のちょうど二倍ぐらいの新しい雇用がそこの創出されているんですね。ITを中心とした産業で創出されているんですね。日本の場合は、ITで減った分とITでふえた分が大体同じぐらいいなんですか。だから、失業を改善するのにはそんなに貢献していないんですね。私たちが政策として検討すべきなのは、そこがなぜアメリカの二倍出でこないのだろうかということなんだと認識しています。

そこでやつぱり出てくるのは、結局基本方針に返つていくんですけれども、実は非常に小さな規制とか慣行の硬直性があつて、それが新規のビジネスチャンスを阻害していると。だからこそ前向きの改革をやつていこうというのが私たちの結論でございます。

大きな答えとしては、物事の性格上、そんなに正確な受け皿議論というのはやはり技術的に難しいということはぜひ御理解いただいた上で、五百三十万人の可能性の趣旨のようなのをぜひ正当に御理解をいただきたいと思います。

○大門実紀史君 大臣、ありがとうございます。

竹中大臣がおっしゃいました五百三十万人雇用といいますか、雇用対策の話を少しお聞きしたいと思いますが、ちょっとと大臣行つてしまわれましたけれども、これは内閣府の方で御存じだと思いますが、大臣が、不良債権処理をすると一兆円当たり数千人から一万人失業者がふえるだらうと発言されていますが、ちよつと大臣行つてしまわれましたけれども、これは皆さんの資料ですら、非自発的失業者が五十四万から百二万人にふえている。つまり、二十二兆処理して五十万人ふえているという資料を出されているんですね。岩田さんはこれについて説明されているわけですね、これに基づいて。つまり、それだと一兆円当たり二万五千人となると思うんですね。そのとおりですよ。

○政府参考人(岩田一政君) それではお答えいた

します。

この不良債権の処理に伴つてどのくらい失業が出るかということにつきましては、さまざま試算が行われておりますが、私どもが考えておりましたように、経済財政諮問会議でそうした資料を配付して御説明したことがございます。

ただ、そのときの御説明は、基本的には、九三

年から二〇〇〇年までにかけて直接償却等オーバー

いろいろ業種別にもいろいろ検討いたしましたが、大まかに言いますと、一兆円の負債があつた企業だとしますと、平均すると一万人ぐらゐの失業者が出ているということあります。

最終処理の形態にはいろいろな方法がございまして、法的な処理もございますし私的な整理もあるということで、例えば債権放棄なんかの場合には、一万人ということではなくてむしろ四千人ぐらい、これはもちろん平均でございますが、そういうことで、仮に十二・七兆というのを最終処理すると……

○大門実紀史君 聞いていない。

○政府参考人(岩田一政君) よろしいですか。じゃ、以上です。

○大門実紀史君 そうしましたら、今ちょうど岩田さんが出てこられましたけれども、四月の十日に私と同じ資料で質問したんですが、諸問会議に出された資料です。その中で、グラフを岩田さんが説明された中で、どうも説明が違うなというふうに思うのがあるんです。

これは資料のページは入っていませんけれども、要するに、九七年と二〇〇〇年度と比べて、九七年から二〇〇〇年度までに二十二兆円オーフラウンス化をしたと、差し引きするとそういう計算になりますね。二十二兆円不良債権の処理をしたら、同じく下の方に、これは皆さんの資料ですら、非自発的失業者が五十四万から百二万人にふえている。つまり、二十二兆処理して五十万人ふえているという資料を出されているんですね。岩田さんはこれについて説明されているわけですね、これに基づいて。つまり、それだと一兆円当たり二万五千人となると思うんですね。そのとおりですよ。

○政府参考人(岩田一政君) 今の御質問にございましたように、経済財政諮問会議でそうした資料を配付して御説明したことがございます。

ただ、そのときの御説明は、基本的には、九三

年から二〇〇〇年までにかけて直接償却等オーバー

ランス化した数字が四十五・三兆円あつて、その間に失業者、非自発的な失業者が約六十万人ふえているというお話をいたしました。それと、一・二万人とかそういうオーダーになります。

ただ、私補足しまして、最近の時点の、特に九年以降をとると今おっしゃったような少し大きい数字になるけれども、これはそのときの、九七年ですね、信用不安がこのとき非常に高まりまして、実質GDPもマイナスが続くというような年ですね、信頼不安がこのとき非常に高まりまして、実質GDPもマイナスが続くというような年ですね、信頼不安がこのとき非常に高まります。それで、民間のシンクタンクはもつと大きな数字を出された資料よりも小さ目に言うことはないだろうと思うんですね。その中で、グラフを岩田さんが説明された中で、どうも説明が違うなというふうに思うのがあるんです。

これは資料のページは入っていませんけれども、要するに、九七年と二〇〇〇年度と比べて、九七年から二〇〇〇年度までに二十二兆円オーフラウンス化をしたと、差し引きするとそういう計算になりますね。二十二兆円不良債権の処理をしたら、同じく下の方に、これは皆さんの資料ですら、非自発的失業者が五十四万から百二万人にふえている。つまり、二十二兆処理して五十万人ふえているという資料を出されているんですね。岩田さんはこれについて説明されているわけですね、これに基づいて。つまり、それだと一兆円当たり二万五千人となると思うんですね。そのとおりですよ。

五百三十万人雇用の問題ですけれども、基本方針案に書いてあります五百三十万人雇用というものは、これは要するに五月十一日の、サービス部門における雇用拡大専門調査会の牛尾さんの緊急報告ですね、もとになるのは。これについてちゃんとお伺いしますけれども、これも計算がちょっとよくわからないんですね。五百三十万人新規雇用をふやして五年後に失業率が四%ということは、これ結局、失業者はその間にどれくらいふえて、あるいは失業者と呼ばないとしますよ、例えば一次、二次産業から三次産業へ移動するという考え方かもわかりませんが、いずれにせよ、移動が失業か転職かは別として、そういうものは何万人の計算になるんですか。

○政府参考人(小林勇造君) ただいま先生から御指摘のありましたこの報告書におきましては、こ

からの社会における雇用として、特にアメリカの一九九〇年代の経験から……

○大門実紀史君 数字だけ答えてください。聞いた数字だけ。

○政府参考人(小林勇造君) やはり、つまり私どもこの報告書では、期待される雇用の数ということをあくまで試算したものでございまして、これによつて現実の失業率がどうなるとか、そういう計算はいたしておりません。

○大門実紀史君 そうしますと、いろんな委員の方あるいは各大臣の方が、この不良債権処理で雇用不安、失業者がふえる、だから、平沼大臣もうですけれども、新規雇用を創出しなきゃいけないんだ、その具体的なプランをつくるんだ。こういうものが出てるということでいろいろ使われていますから、結局これは、その受け皿としてこういうことを考えていますよと使われているんじゃないんですか。それともただ、こんなこともありますよと、さっきの話と同じなんですか。受け皿、セーフティーネットじゃないんですか、これは。

○政府参考人(小林勇造君) 厳密な意味でこれが受け皿だという形で試算されたわけではございませんが、いざれにしろ、日本経済にはそれだけの潜在的な力があるはずだという形でこの専門調査会で御検討されて、報告を受けたという形になります。

○大門実紀史君 よくわからないんですが、中身もよくわからないんですね。一番これで雇用を創出されるのは、個人向け、家庭向けサービスで百九十五万人ふえるんだが、五年後にふえるんだと。

○政府参考人(岩田一政君) コンシェルジエと申しますのは、フランスでアパート等の管理をする方であります。管理人サービスというように申し上げた方がいいかと思いますが、例えば、アパートに住んでおられる高齢の方が薬だけとりに病

院に行かなくちゃいけない、そのとき普通はなかなか頼めないわけですね。そういう身の回りの家庭サービスを、手となり足となつて働いてくださいた数字だけ。

○大門実紀史君 コンシェルジエというのは、説

すと執事ですよね。お屋敷にいる執事さん、執事

ね。

○大門実紀史君 そうしたら、ライフ・モビリティーサービスと

いうのは何ですか。ライフ・モビリティーサービ

スというのは。

○政府参考人(小林勇造君) 島田先生の報告書のバック資料によりますと、高齢者の外出の障害を取り除くことによる増加を仮定した推計というこ

とでございますので、そういうコンセプトかと思

います。

○大門実紀史君 コンセプトじゃなくて、職種は

何ですかと聞いているんですよ。高齢者タクシー

だと、そんなものなんですか。何でこんなところだけで百九十五万人もふえるんですか。お年寄

り、こんなに頼めるほどお金持ちなんですか。五

年後にこんなに高額所得の、自分専用の人間を雇

えるようなお年寄りがふえるということなんですか。

○政府参考人(小林勇造君) これはあくまで専門調査会でさまざまな仮定を置いて、特に、例えばそのための雇用創出型の構造改革ということで、

○大門実紀史君 そうしますと、こんなものをわざわざ出さなくてたって、需要と供給の関係があれば新しい仕事は生まれますよ。お年寄りにそういう需要が強ければ、そういう仕事をやろうという人が生まれますよ。わざわざ政府がこんな発表をしなかつて、今までだつてそれだけふえたといふことは、これからだつて自分で考えて起業する人がいるわけじゃないですか。そうでしよう。何もこんなものを出す必要ないじゃないですか。ほつておいたつてこれぐらい移動するじゃないですか、いろいろなところに。そうですね。うなずいております。

○大門実紀史君 よくわからないんですが、中身もよくわからないんですね。一番これで雇用を創出されるのは、個人向け、家庭向けサービスで百九十五万人ふえるんだが、五年後にふえるんだと。

○政府参考人(岩田一政君) コンシェルジエと申しますのは、フランスでアパート等の管理をする方であります。管理人サービスというように申し上げた方がいいかと思いますが、例え、アパートに住んでおられる高齢の方が薬だけとりに病

院に行かなくちゃいけない、そのとき普通はなかなか頼めないわけですね。そういう身の回りの家庭サービスが考えられるわけですから、家庭内のサービスをいわば外部化するといいますか、そ

ういう姿を描いております。

○大門実紀史君 コンシェルジエと説

すと執事ですよね。お屋敷にいる執事さん、執事

ね。

○大門実紀史君 そうしたら、セーフティーネットでもなきや受け皿でもないわ

けですね。はつきりしてください。

○政府参考人(小林勇造君) 先ほども申しました

ように、日本の潜在成長力を活用すればこういう

ことが期待できるんじゃないかとの御報

告を受けたわけですが、ただ、これまでのサービ

ス部門を中心とする動きでございますが、我が国におきましても、一九八〇年から二〇〇〇年までの間、サービス産業におきまして十年間で約五百万人の就業の増加が既に現実に見られているわけ

でございます。また、欧米先進諸国におきます

サービス産業の比率というのが我が国よりも約一〇%高いという現実がございます。したがいまし

て、今後五年間の構造改革の推進等によりまして、我が国でもこれぐらいの、五年間で五百万人

というぐらいの雇用増は十分期待できるんじやないかというふうに考えておるわけでございます。

○大門実紀史君 そうしますと、こんなものをわざわざ出さなくてたって、需要と供給の関係があれば新しい仕事は生まれますよ。お年寄りにそういう

需要が強ければ、そういう仕事をやろうという人が生まれますよ。わざわざ政府がこんな発表をしなかつて、今までだつてそれだけふえたといふことは、これからだつて自分で考えて起業する人がいるわけじゃないですか。それでしよう。何もこんなものを出す必要ないじゃないですか。ほつておいたつてこれぐらい移動するんじゃないですか、いろいろなところに。そうですね。うなずいております。

○大門実紀史君 よくわからないんですが、中身もよくわからないんですね。一番これで雇用を創出されるのは、個人向け、家庭向けサービスで百九十五万人ふえるんだが、五年後にふえるんだと。

○政府参考人(岩田一政君) コンシェルジエと申しますのは、フランスでアパート等の管理をする方であります。管理人サービスというように申し上げた方がいいかと思いますが、例え、アパートに住んでおられる高齢の方が薬だけとりに病

院に行かなくちゃいけない、そのとき普通はなかなか頼めないわけですね。そういう身の回りの家庭サービスが考えられるわけですから、家庭内のサービスをいわば外部化するといいますか、そ

ういう姿を描いております。

○大門実紀史君 私もこれだけがつくったんですけど聞いたら、何か三、四人の学者の方々が、これはどうあれはどうだといって思いつきで入れたと。数字は適当な話で、アメリカでやつたらこうだつたとか、こんなもんですよ。五百三十万人

雇用と新聞に書かれて、それだけ見たら、失業がふえるかもしれないけれども自分は大丈夫かもしないと思うわけですよ。実態はこんなものじゃないですか。さつきも竹中大臣はセーフティーネットでもないというふうなことを言わされましたけれども、これははつきりしてください。これはセーフティーネットでもなきや受け皿でもないわ

けですね。はつきりしてください。

○政府参考人(小林勇造君) 先ほども申しました

ように、日本の潜在成長力を活用すればこういうことが期待できるんじゃないかとの御報

告を受けたわけですが、ただ、これまでのサービ

ス部門を中心とする動きでございますが、我が国におきましても、一九八〇年から二〇〇〇年までの間、サービス産業におきまして十年間で約五百万人の就業の増加が既に現実に見られているわけ

でございます。また、欧米先進諸国におきます

サービス産業の比率というのが我が国よりも約一〇%高いという現実がございます。したがいまして、今後五年間の構造改革の推進等によりまして、我が国でもこれぐらいの、五年間で五百万人

というぐらいの雇用増は十分期待できるんじやないかというふうに考えておるわけでございます。

○大門実紀史君 そうしますと、こんなものをわざわざ出さなくてたって、需要と供給の関係があれば新しい仕事は生まれますよ。お年寄りにそういう

需要が強ければ、そういう仕事をやろうという人が生まれますよ。わざわざ政府がこんな発表をしなかつて、今までだつてそれだけふえたといふことは、これからだつて自分で考えて起業する人がいるわけじゃないですか。それでしよう。何もこんなものを出す必要ないじゃないですか。ほつておいたつてこれぐらい移動するんじゃないですか、いろいろなところに。そうですね。うなずいております。

○大門実紀史君 よくわからないんですが、中身もよくわからないんですね。一番これで雇用を創出されるのは、個人向け、家庭向けサービスで百九十五万人ふえるんだが、五年後にふえるんだと。

○政府参考人(岩田一政君) コンシェルジエと申しますのは、フランスでアパート等の管理をする方であります。管理人サービスというように申し上げた方がいいかと思いますが、例え、アパートに住んでおられる高齢の方が薬だけとりに病

○政府参考人(小林勇造君) 実は今、数字としまして十年間で五百万人というのがこれまでの趨勢だつたわけでございます。ところが、さまざま

規制緩和等政策支援を行いまして、このスピードアップをして、五年間で五百万人ふやそうと

いうことを期待していると云うことでございました。

○大門実紀史君 皆さん専門家だから御存じだと思いますが、こういうサービス産業というの、アメリカがサービス産業が伸びましたね、サービス産業の雇用を伸ばしましたよね。個人消費が伸びたからなんですね、あの時期に日本は個人消費が伸びていないわけでしょう。何でこんなに個人消費に対応するサービス部門が伸びるんですか。全然根拠がないんですよ。何もないんです。規制緩和したて個人消費が伸びなきやこんな部門の仕事がふえるわけないじゃないですか。こういう人を雇える人がふえなければ、所得がふえなければ、こういう仕事がふえるわけないじゃないですか。だからおかしいんですよ、おしゃつてることは、ずっと。いいかげんなんですよ。とにかくもうばかかしくて、本当にセーフティーネット論とか受け皿論というの何なのかな? 一生懸命大の人がいろいろ出してきて、本当に笑われますよ。

塩川大臣にお伺いしたいんですけれども、これはいつですかね、いろいろ申し上げました五年間で五百万人雇用が出されたときに、塩川議員提出資料ということで、これは要するに財務省からの御意見だと思ふんですけれども、この五年間で五百万人というところに線を引いた資料を出されておりますけれども、これはなぜ財務省としてこれに線を引かれたんですか。余りにもばかかしかつたんですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私が言いましたのは、五月の三十一日であつたかと思いますが、そのときにはこの分類が、先ほど私聞きましたのはどなとわかつたんですけれども、その時分はま

だ出でおりませんでしたので、何か具体的なものがあつたら知らせてくれと、それまでは保留するが、こういうことでございました。

○大門実紀史君 いすれにせよ、そういう本当に笑われるようなことしか今政府はセーフティーネットについてやつてないと思うんですね。雇用については特にそうですね。雇用によって、失業保険はどうするんですか。これからかなり生まれると思われている失業保険に対しても、きょうは厚生労働省いらっしゃいませんけれども、財務省の立場でそこに手当てをするお考えはあるんですか。給付日数の延長を含めて、直接の受け皿として失業保険の部分のセーフティーネットというのは特別の対策をとられるお考えはありますか。

○副大臣(若林正俊君) 失業保険については、システムとしてそのような制度を組み立てているわけでありますから、失業が現に発生し、あるいは発生することが確実に予測される場合にはそれに対応した保険給付の手当てをしていくことがあります。そこで、給付の期間も延長するなどの諸措置もあわせて検討していくことがあります。

○大門実紀史君 もう一度確認しますけれども、財務省としてはこの不良債権処理に伴う失業者の増大に対応して給付日数の延長とか具体的なものを考えておられるというふうに考えてよろしいんですか。

○副大臣(若林正俊君) 緊急経済対策におきまして、雇用面におけるセーフティーネットの整備といふものを定めております。その中で、雇用保険法の円滑な施行ということも重要な施策として取り上げておるわけですが、中高年齢層を中心とした倒産とか解雇などによる離職者に対しても、一般の離職者と比べて手厚い給付日数を確保するというようなことを内容とした雇用保険法の改正法、この円滑な施行を図つてまいりたいと思っております。

○大門実紀史君 それはまた具体化されたところ

で御議論したいと思います。

次に、中小企業の関係ですけれども、ちょっと時間が少なくなつてきましたので、かいつまんでも、私がいろいろお話を伺つた実態をお話しします

と、この不良債権処理というのは、銀行の現場で決して区分がきれいに行われてゐるわけではありませんで、この前の三菱の、リスクの高いところには高い金利を要求したというのがありましたけれども、いろんなことが行われております。これはやっぱり金融庁として、それが本来の趣旨じゃないと思いますので、手を打つていただきたい

と思うんですけれども。私の部屋に直接相談があつたケースでも、名前は出しませんけれども、大銀行で、長い取引をしてきたんですけども、やっぱり不況で、返済条件を変えてほしいと。ちょっとそれは変えられない

ことになります。

時間が少なくなつてきましたので、かいつまんでも、もう起こり始めていることに對してやっぱり金融庁として、個別の丁寧な対応をされるという答弁、柳澤大臣も今までされていると思いますので、もう起こり始めていることについてどういうふうにきめ細やかな、つまらないと思いますので、手を打つていただきたい

と思うんですけども。私は第一に、私ども今度、不良債権の最終処理をしようというものは破綻懸念先以下だということだけれども、若干、大門委員がカテゴリーの問題でちょっと誤解をしている面があるようお聞きしました。

それは第一に、私ども今度、不良債権の最終処理をしようというものは破綻懸念先以下だということだけれども、若干、大門委員がカテゴリーの問題でちょっと誤解をしている面があるようお聞きしました。

うにということは、これは一貫して私ども注意をさせていただいている点でございます。

○大門実紀史君 私が申し上げたいのは、カテゴリーを超えたことが現場では起きていると。金融庁は、この部分と言われるのはもちろんよくわかるんですが、カテゴリーを超えたことがこの間いろいろ起きているということを申し上げたい

ことです。例えば赤字が続いている、赤字が続いているだけですと要注意というようなことは原則の問題ですけれども、そういう区分にさせていただいております。そして、先ほどまさにお触れになられたように条件を変更する

ことで、これはもう先生つとに御案内のとおりなんですが、話の中では、例えば赤字が続いている、これが原則の問題ですけれども、そういう区分にさせていただいております。そして、先ほどまさにお触れになられたように条件を変更する

ことです。

とにかく、大銀行だけじゃないと思うんですが、金融機関はこの不良債権処理をやれと言われている中で、これから危ないところとか不況業種とか構造不況業種は、特に今のところ分類は破綻懸念先とかにしていなくとも、何の理由も言わず

に新規融資を、今回は貸せませんとか、いろんなことが今起きているんですね、現場で。これはもうひとたまりもないんですね。

私は竹中大臣と意見が合いませんけれども、やっぱり今頑張っている中小企業を支えて正常債権にしていくというのが政治の役割だと私は思いましたが、やや先生がカテゴリーの問題では少し誤解の上に立つた御質問、御発言があつたなと感じがいたしておりますので、そのことを申し上げたいと思います。

まだ私どもこれを最終的にどうするかということを決めておりませんが、現段階では仮に破綻懸

念先であつても、余り画一的なことではない、よく債務者の事情に配慮したことやるとあると思うんですよ、市場経済ですからね。もちろんどこかに巻き添えにされるような事態が今大変起きています。この前、保証協会の役員の方にもお会いしたんですけども、周辺被害と言つたらな

うに思っています。

最後に、本當は最初に聞こうと思ったんですけども、順番が変わってしまったんですけども、ぜひつかんで、前向きなと思いますが、そういうことの起こらないような対応をお願いしたいというふ

うに思っています。

○大門実紀史君 それは緊急経済対策の中にはそういうことを、実は緊急経済対策の中にはそういう

うとオーバーですけれども、今回、財務省の方の
塩川議員提出資料の中に財政構造部会の報告書が
ございましたですね、六月十一日の会議でしたか
ね。

要するに申し上げたいのは、その中で、過去の十一回の経済対策について評価が今までとかなりがらっと変わったんじやないかと。つまり、簡単に言えば目的を射てなかつたと。それはなぜかといふと、需要拡大ばかりに目を向けて、不良債権という問題を過小評価したと。それでも財政出動を続けたと。結果的に景気は余り回復しなかつたと。いうふうな十一回のについて評価して、だから今回はということに多分つながるような総括をされていると思うんですけれども。

そうすると、我が党はもうかねでからあらいくらい経済対策は間違いだということを指摘してきましたけれども、今までの十一回、百三十兆使って、公共事業にそのうちの七十数兆使ったあの経済対策は何だったのかと。あれをそのまま、塩川議員提出資料となっていますから、塩川大臣としてお認めになるということは、過去の経済対策、緊急経済対策とか名前はいろいろですけれども、間違

いだつたということをお認めになるというふうなことなんでしょうか。

○國務大臣(塙川正十郎君) そうは私言つておりますんで、今までの経済対策から方向を変えなければいけぬと、こう言つておるんです。

百三十兆とおつしやいましたけれども、これはこういうことじゃないかと思うんですけれども、一九九二年の宮澤内閣そして細川内閣、村山内閣、橋本内閣、小渕内閣、森内閣、全部を通じまして百三十一兆円の景気対策を講じておる、これは事実でございます。しかし、これはこれなりに大きい意味があつたと思つております。

それはなぜかといいますと、一九九〇年に入りましてからバブルが崩壊するという状態が起つてしまひまして、そのバブルの崩壊が起つてく根本原因は何があつたかといつたら、仮需要が多くなつてしまつた。それを生み出した最大の原

因は、重厚長大産業が行き過ぎてしまいまして、右肩上がりがとことんまで上がってしまつて天井へ来てしまつた。だから、ここで転換しなきやならぬ。その時代が一九九〇年でございましたが、それでも依然として一遍に転換できなかつた。そしまう國の父兄、世界もどうござつた。

したがつて、政府がとりましたのは、その重層化長大産業の構造を漸次変えていかなきやならぬ。その間には、やはり需要創出といいましようか、需要追加型の予算を組んで、その中でだんだんとそういう産業構造の転換を図る。旧来の生産設備を償却して転換させていく。そのため、相当な

資金を注ぎ込んで、公共事業を中心とした産業助成対策を講じてきた。それは私は、平成十年、十二年ごろまでずっと続いてまいりまして、効果があつたと思っております。したがつて、下支えをしながら、そして緩やかに着陸するというんでしょ
うか、転換をしてきた。
しかしながら、平成九年、十年ごろになりまし
てから、そういうことではなくして、新しいいわゆるデジタル産業に転換、どんどんと切りかえていきました。そうしますと、これから景気対応策
といふものは、そういう新しくきてくる産業を大き
く増大し拡大していく、そういう投資に対して積極
的な対策を講じなければならぬ、こういうことでございましょう。

また同時に、重厚長大産業から起つてまいりました競争力の弱い企業、国際競争力の弱い企業に対しまして、これは失業者が増大いたしましたので、その失業者救済をやらなきやなりません。その意味においても、失業者救済のためにも公共事業の増大を図らなきやならぬ。

そこで、公共事業のあり方を変えるために、なにが
ませんのは当然でございまして、それはどこを変
えるかといつたら、例えば道路財源等を見直しま
して、大型の、どんどんと山の奥のてっぺんまで
高速道路をつくる、そういう公共事業じゃなく
て、もつと身近で足元に必要な対策、公共事業、
こういうものをやつてもらう。それが公共事業の

転換、それを私たちには言つておるわけでございまして、どうぞそういう意味で、今までの政府がやつてしまひました対策は決してむだじやなかつた、非常に有効に働いたからこそ産業構造が転換できたんだ、こういうことを見ていただいたら喜びます。

○大渊綱子君 きょうは、緊急経済対策というう
とで四つの法案が出されておりますけれども、全
融機能の再生のための緊急措置に関する法律の改
正案に絞って質問をしていきたいというふうに申
っておりますので、よろしくお願ひを申し上げま
す。

平成八年七月に住宅金融債権管理機構として設
立をされて、そして平成十一年四月に株式会社
化されました。改めて、見三の通りであります

理回収銀行を吸収合併して現在の整理回収機構となりました。今日まで、貸付金債権の買い取りあるいは回収業務、旧住専や金融機関等の破綻原因に関与した経営者等の民事、刑事上の責任追及、あるいは金融機関の自己資本充実のために、金融機関が発行する優先株式等の引き受けや、あるいは劣後ローンの買い付け、譲渡、処分に至るまで、金融システムの安定回復のために努力が続けられていることは十分に承知をしています。平成十一年六月には民間サービスの資格も取り、営業許可の資格も取られたということをございます。

この改正案の中身に入りますけれども、一本三年月三十一日でこの法案は期限切れですね、健全銀行からの不良債権の買い取りというのと、間さらに延長するということが今になつて出てきたわけですが、提案者に聞きますけれども、この健全銀行からの不良債権の買い取りというのと、民間サービスで対応ができるのではないか、この法案は不要なんじゃないかと私は思つていて、わけなんですけれども、いかがでございますか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 今、先生から御指摘ございましたように、これは住管機構とそれから整理回収銀行が一緒になつたということでおきつたものであります、九八年の金融国会の改

に、その年の頭ぐらいから、いわゆる不良債権を銀行のバランスシートから落とさなければいけないといううきに、まだ日本には不良債権の流通市場もない。そして、共同債権買取機構というものがございましたけれども、これは実質的に自分のバランスシートから落としている感じで

うん。シートから本当に落ちてないものでないといふ。そして、証券化というのもバブルセールなどで行われるようになり始めたところであつたわけですが、非常に安値でたたかれるというようなこともございました。もちろん、サービサーは金融国会でやつとできたものでございまして、御指摘のとおり、その当時にはなかつたからやつたという部分ももちろん一部あるわけでございます。

金融国会でてきた一般銀行まあ健全銀行であります
言っていますが、不良債権を買取るということは、
は、今申し上げたように、当時は余り選択肢はなか
つた。だから、一般銀行からも不良債権を売却す
るようになりますが、それであります。
すが、その後、確かにサービスサーはできました。
しかしながら、今回、これを引き続きあと三年間
買取りを続けてもらおうということにしてたのであ
るは、いまだにやつぱりサービスも十分その機能
が完全になつておるわけでもない。例えば格付も
まだできていないというようなこともございま
し、それから実は整理回収機構というのは銀行
上の銀行でもございまして、そういう議論も実は
私どもの党の中でもあって、不良債権処理とい
のはいわば金融再生と産業再生と両方だと。そ
ときの手立ての一つとして、やつぱりこれを引
続き残そうじゃないかということが我々の中であ
つと議論をされておりました。

それで今回、三月三十一日で終わるところでござ
いましたが、実際法律的には終わつたわけ
月六日に正式に決定をされて、他にも、信託業
をどうするかとか、整理回収機構の扱いの問題も
含めていろいろとまだできることがあるんではな
いかということで、今回、これを不良債権処理のモ

だての一つとして残そうということで、こういうことにしたということです。

○大渕絹子君 この五十三条の規定は、平成十年の法律制定時には原案にはなかつたんですね。

その原案になかつたことを与野党の協議で緊急に、破綻している銀行がある、銀行には莫大な不良債権がある、これをやらないことにはどうにもならないということで、本当に緊急时限的措置として盛り込まれたと思うんですね。その当時でも、いわゆる不良債権の買い取りという形を通じて金融機関を救うためにお金が流れるのではないが、あるいは銀行の経営者に対するモラルハザードなどが助長されるんじゃないかという懸念が指摘をされて、緊急的な措置として三年間ということで盛り込まれたと私は承知をしているんですね。

ですから、延長は予定されていなかつた。本来なら、予定されていて、本当に政府が必要だとするならば、期限切れのところでもう切れてしまつて、今こうして新たにまた改正案として出てくるなんてことはあり得ないわけでございますよ。

そこらは提案者はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 今、先生からモラルハザードのお話を出ましたが、モラルハザードがもし仮にあるとすれば、それは、市場で売却する価格よりも優位な価格であつたりする場合には当然そういうことが想定されると思うんです。

しかし、我々は、いわゆるデューデリジエンスという、言ってみれば本当に市場の価格で買い取ることでこれを始めてもらつたわけでありまして、当時は確かに、三年ぐらいのうちに不良債権の問題が片づければ、こういうことで私ども議論して、実際私も交渉の最前線でやらせていたいたのですが、それが実際三年たつた今日に至つても、まさに今、日本の経済の再生にとって不良債権処理が一番の大きな課題であるということは、竹中大臣がおまとめになつて、そのペーパーにも書いてあるとおりであつて、そう

なると、あらゆる手だてを使いながらこの不良債権問題を片づけなければいけないということで、これを残そうということになつたわけであります。

それで、これはもともと議員立法であります。

そして、それを延ばす延ばさないもやっぱり議員が決めてしかるべきだったと思いますが、今回、与党の案として決まったのも三月九日でございますし、政府の案として正式に閣議決定されたのも四月に入つてからということで、期限が切れた後

に、今度は申し込み期限を十六年三月三十一日まで延ばすということで、その辺は確かに御指摘の点ごもつともなところもございますが、やはりもう一つ手だてとして残していくということも大事ではないかと思つたわけでございます。

○大渕絹子君 一般銀行から不良債権を買い取る資金はだれが出すんですか。どこから出るんですか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) いわゆる公的資金といふことになるわけがありますが、今申し上げましたように、どういう価格で買うのかということ

が一番大事であつて、損を出さないような価格で買わなければいけないと、いう縛りをかけた上でこれを買っていていることになりますので、回収によってロスが出ないようにして、価格が設定されているはずでございます。

○大渕絹子君 当然、株式会社という名前になつてゐるわけですからそういうことだらうというふうに思ひます。しかし、預金保険機構で公金を出して整理回収機構を運営するということは、預金者保護ということが前面に出でて、そのためには公金が投入されるということはあつてもいいと思ふ

といふことでも承知をしておるわけですけれども、松田理事長にきょうはおいでをいただいておりまして、ありがとうございます。

理事長にお尋ねをいたしますけれども、整理回

るわけですから、あえて整理回収機構はこの分野にとどまっている必要性というのはないと思いましょうけれども、いかがですか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 先生御案内のように、この整理回収機構、その前身から考えてみれば大分長い間いろいろノウハウを蓄積してまいりました。回収の実績もかなり上げてきて、もちろんまだ足りないところがあつて、新たなことがあります。

それで、これはもともと議員立法であります。

そして、それを延ばす延ばさないもやっぱり議員が決めてしかるべきだったと思いますが、今回、与党の案として決まったのも三月九日でございま

すし、政府の案として正式に閣議決定されたのも四月に入つてからということで、期限が切れた後

に、今度は申し込み期限を十六年三月三十一日まで延ばすということで、その辺は確かに御指摘の点ごもつともなところもございますが、やはりもう一つ手だてとして残していくということも大事ではないかと思つたわけでございます。

○大渕絹子君 一般銀行から不良債権を買い取る資金はだれが出すんですか。どこから出るんですか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) いわゆる公的資金といふことになるわけがありますが、今申し上げましたように、どういう価格で買うのかということ

が一番大事であつて、損を出さないような価格で買わなければいけないと、いう縛りをかけた上でこれを買っていていることになりますので、回収によってロスが出ないようにして、価格が設定されているはずでございます。

○大渕絹子君 当然、株式会社という名前になつてゐるわけですからそういうことだらうというふうに思ひます。しかし、預金保険機構で公金を出して整理回収機構を運営するということは、預金

者保護ということが前面に出でて、そのためには公金が投入されるということはあつてもいいと思ふ

といふことでも承知をしておるわけですけれども、松田理事長にきょうはおいでをいただいておりまして、ありがとうございます。

理事長にお尋ねをいたしますけれども、整理回

在の整理回収機構は、一般的のサービス、民間サービスとしての立場と、それから各種の法令によつて、基本的に言えれば、例えば破綻銀行から預金保険機構が申し込みを受けまして、価格を設定して当局の承認を受けて、その上で実務をRCCに委託している、こういうような形のものがございます。

したがいまして、公的な意味でのサービス、回収業者としての場合は、一つは、資金は預金保険機構が例えば市中から政府保証つきで集めて、それをお貸して、その監視、監督を続けながら回収を奨励していくくという形のものが一つございます。それから、損失補てんという問題も一つそこにかかるであります。と同時に、先ほど塩崎

先生からお話をございましたように、預金保険機構が持つております、悪質な債務者の隠匿資産を発見していくと、財産調査権、特別調査権を持つておりますので、そういうものが公的サービスにはついているわけでございます。

ところが、一般的の民間のサービスにはそういうものは一切ございませんで、例えば、RCCとしても一般サービスでやるときには、自己の資金のリスクから、回収のリスクから、損失補てんがありませんから、そういうリスクも全部しました上で一般の民間業者と競争していかなきゃいけない、こういう立場にあると、このようなことがあります。

○大渕絹子君 ありがとうございました。

民間サービスを育てていこうという方針は、政府としてもそうだと思いますね。今国会でも民間サービスの育成のための法律が出されておる

といふことも承知をしておるわけですけれども、

松田理事長にきょうはおいでをいただいておりまして、ありがとうございます。

理事長にお尋ねをいたしますけれども、整理回

機構と債権管理回収業、いわゆる民間サービスとの違いはどこにありますか。

○参考人(松田昇君) 一般的のサービスとしてRCCも登録をして開業いたしておりますので、現

は、一般的の民間サービスとして買取る範囲を自己処理をすべきであつて、民間サービスもあ

ります。

銀行も経営者として利益を追求しながらやつて

いるんですから、そこはみずから責任において

は、現行の法制のもとでは、整理回収機構として

は、一般的の民間サービスとして買取る範囲を自己処理をすべきであつて、民間サービスもあ

元本が約一兆円でございますよね、この二年間で。一兆円をオーバーブランシ化したということです。さるますので、さらにそれが上積みになるように頑張りたいと思っております。ぜひ延長させてください。

○大渕絹子君 最後に、大臣に伺わせていただきます。

この法案は本当に大臣の立場からしても欠くべからざるもので、これがなければならないものであつたかどうかということを聞かなければなりません。

私は、国会で法案をつくっている立場からして、ほかの法案をきちつと整合性を合わせていくと、これはなくとも当然RCBCで一般銀行からの不良債権の買い取りはできるわけでございまして、景気対策と銘打ってこういう法案を出されてくること自体、本当に情けないな、私たちはそれを見抜けない立場にあるんだなということを思ひながらきょうはこの問題に集中して質疑をさせていただいたわけですが、大臣、いかがでござりますか、明快に答えてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 大渕委員から大変おしゃかりを伴った御質疑をいただいたわけでございますが、もちろん政府もこの問題の所在には気がついていたわけでございますが、大臣、いかがでございました。忘れていたとか無視したとかということではございません。

私の気持ちは、先ほど来大渕委員がおっしゃつていらっしゃつたとおり、むしろ民間のサービスと競争をした方がいいかもしれない、いい面もあるんじやないか。と申しますのは、私どもは、もちろん国民の負担も物すごく大事なんですが、民間の金融機関のこうむる損失もできるだけちぢやくしたい、これは両方は一遍に成り立たないんですが、そこはもう本当の均衡点を見出したいという気持ちがどうしてもあるわけでござります。そういうことで、もうちょっと欲を言うと、整理回収機構が高く買つてくれないかな、それにむしろ普通のサービスと競争した方がいいかもしらぬなという気持ちも率直に言つて頭をよぎります。

○大渕絹子君 今、党の立場というのが出てきました。そこで納得しました。選挙ですものね。金融機関、救済しなきやなりませんものね。もうそういうふうに思いましたして、終わります。

○委員長(伊藤基隆君) 四案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時三分散会

りました。もう一つは、先ほど来触れております特別調査権つきのサービスの役目でなければならぬ事案というのには大体もう終わっているんじゃないかなという気持ちというか、そういう評価もございました。そういうようなことで、情けないと言われちゃつて私も本当に面白がないのでござりますけれども、ここは期限を経過してもいいんじゃないかという率直な気持ちがございました。

ところが、党の方で、特に塩崎議員なんというのはこういつたことについてのエキスパートでございますので、やっぱり延長すべきだと。これは単純にただ延長するということではなくて、今後の金融行政が直面する問題の状況というものを考えると、いろいろもうちよつと応用動作をきかせるということも展望されるかも知れない、こういふことをエキスパートの塩崎先生などはお考えになつておられて、私も、そういうことを政府の立場からあなたがち否定しなくていい、すべきではなかろうという判断をまた新たにいたしまして、塩崎さんの今回の御提案というものを大変結構ありがたいということで、何と申しますか、是認する立場に立つているところでございます。

ですから、単純に今までの延長だけだということがあれば、私なんかも、それはまあむしろ民間サービスと、先ほど来委員が御指摘になられているように、サービスと競争すればいいじゃないかというような立場なんですが、今後金融行政が直面するいろんな問題を考え、ここは延長しておるべきだということをおつしやられるそういう党の立場も、我々として、いやそんな必要はありませんよという気持ちはないということで今回に尽きるというふうに思いましたして、終わります。

第十二号中正誤
ベシ 段 行 誤
一から九まで 終わり(市長)再の裁量
正 (市長)の裁量で